



第17期全曹青執行部スローガン
“SMILE つながれ 笑顔”

全国曹洞宗青年会

そうせい

2008.7

No. 142

平成20年度 定期總會報告

平成20年6月14日に発生いたしました、岩手・宮城内陸地震による被災者の方がたに対して、衷心よりお見舞い申し上げます。

また、去る5月2日に発生いたしましたミャンマー・サイクロン災害、並びに5月12日に発生いたしました中国・四川大地震の被災者の方がたに対しても、謹んでお見舞い申し上げます。

このたび被災された方がたの生活の窮状、そのご心痛を察するに痛恨の極みに堪えません。

この上は被害が最小限に留まり、被災者の方がたのご健康の回復と一日も早い日常生活の復旧が実現されますことを心より祈念申し上げます。

全国曹洞宗青年会

日本の青年仏教徒の願い

私たち全日本仏教青年会と、南都二六会、全国曹洞宗青年会は、「青年仏教徒の日・仏教興隆花まつり千僧法要20周年記念法要」を営む今日・4月26日に、日本でのオリンピック聖火リレーが催されることに、大いなる仏縁を感じております。この4月26日は20年前、中国からの文化伝来の道であるシルクロードの博覧会が開催されたことを機縁に、千僧法要として我々の先輩方が奈良の地に集まり、仏教の伝来と興隆を祝われた日であります。

私たちは、静寂の中で仏様のご加護の下、読経三昧に座せることに悦びと感謝を感じております。しかしながら日本国内では人心の荒廃による悲惨な事件が続出し、世界では民族や宗教の違いによる思想の対立と暴力が止まず、多くの人々が傷つき犠牲となっていることに深く心を痛めています。

今年は、国や人種、民族や宗教、文化の違いを越えた平和の祭典であるオリンピックが、中国北京において開催されます。本来、平和の祭典であるべきオリンピックの開催は、対立や暴力が少しでも解決するよう世界中で努力されるべきであります。開催国である中国でのチベットの騒乱と、それによって犠牲者が出たことには、深く悲しみを覚えるものであります。そして、チベットの仏教徒が置かれている深刻な状況に対して、私たちは同じ仏教徒として深く傷つき、一日も早い、平和的な解決を希求するものであります。

オリンピックの開催は、オリンピック憲章を遵守し、人種、民族、宗教、文化の違いをのりこえて、それぞれの国や個人が互いの歴史や文化を認め合わなければなりません。また、開催国にはその責任を期待するものであります。

本日、私たちは世界平和と仏教興隆のシンボルであるアショカピラー宝前にて、暴力によって犠牲となった世界中の人々の慰霊と、中国・チベット双方の平安に祈りを捧げます。

日本の寺院では、日々、お釈迦様の智慧と慈悲の教えによる「天下泰平、萬民安楽」が祈られています。私たちは今日のこの日を縁として、更に平和と世界人民の平安を祈ることを広く全国の青年僧侶・仏教徒に呼びかけたいと思います。そしてこの祈りを通じ、全ての人々に平和と寛容の心が広がり、各地での騒乱や対立が暴力ではなく、人々の「良心」により解決されることを強く求めます。

あわせて、北京オリンピックが平和の祭典にふさわしく開催され、成功をおさめられますことを祈念して、「青年仏教徒の願い」といたします。

大無量寿経にいわく

「仏の遊履したまうところの国邑丘聚、化を蒙らざるはなし。天下和順し日月清明にして、風雨時をもつてし、災厲起こらず。国豊かにして民安し。兵戈用いることなし。徳を崇め仁を興し、務めて礼讓を修す。」と

合 掌

注) 大無量寿経に次のように述べられています

仏の行き給うところ、国、町、村の人々、仏の教化を蒙らざる者はない。世界はともども和順し、日月は清らかであり、風雨は適切であり、災厄も起こらない。国は富み、民は安心を享受している。もちろん武力を使う必要もない。良心を尊び、支えあいを広げている。そして、互いに尊重しあい与え合うことを実践している。

平成20年4月26日

南都二六会

会 長 橋本 純信

全国曹洞宗青年会

会 長 芳村 元悟

全日本仏教青年会

理事長 五條 良知

(この声明文は、4月26日に行われた千僧法要の際、大仏殿において発表されました)

平成二十年度

全国曹洞宗青年会
定期総会 開催



各曹青会の活発な活動に刺激を受けることができた

| 出席青年会・委員会 | 活動展示内容 |
|-----------|------------------------------------|
| 三重県曹青会 | 三重県曹洞宗青年会のHP紹介 |
| 茨城県曹青会 | 茨城曹青50周年 |
| 山口県曹青会 | タイ山岳民族教育支援 |
| 愛知県第三曹青会 | 法式関連の冊子と用品の紹介 |
| 石川県青年会 | 能登半島沖地震震災復興ボランティアについて |
| 札幌禅林青年会 | 創立40周年記念中国禅宗史講義録 |
| 愛知県第一曹青会 | 愛知第一曹青30周年記念事業報告DVD放映、冊子「愛語のヒント」頒布 |
| I T 委員会 | 全曹青HP、新コンテンツの紹介 |
| 総務委員会 | ほとけさまの知恵袋 |
| ボランティア委員会 | 一月の富田先生のボランティア研修会のビデオ放映 |
| 広報委員会 | 「そうせい」の展示 |

日 程

- 平成20年5月14日(金)
 - 午後3時～5時 評議委員会 (出席者34名、欠席者17名)
 - 午後5時～6時 中央研修会 「蝦夷錦(えぞにしき)～アイヌ文化の継承と発展」
 - 午後7時 懇親会
- 平成20年5月15日(木)
 - 午前10時～12時 定期総会 (参加者約230名)

開催地
北海道札幌市 中央寺専門僧堂

総会次第

開会の辞：中村嘉秀副会長
本尊上供：宗歌斉唱：導師 芳村元悟会長
会長挨拶：芳村元悟会長
御挨拶：大本山永平寺副貫主 中央寺住職南澤道人老師
議長選出：橋本真英師
議事録作成人及び署名人の指名
議事録作成人：早船素英師
議事録署名人：中澤宏哉師・荒井徹成師

議事

第一号 平成十九年度事業及び決算報告、監査報告の承認について
第二号 平成二十年度事業及び活動計画(案)及び予算(案)の承認について
第三号 第十八期会長選考の経過報告
第十八期会長選考委員会委員長 吉川道隆師
閉会の辞：長井峰宗副会長

三重県曹洞宗青年会和太鼓僧伽
「鼓司(くす)」の演奏
「悟りの岸へ」
一雲の行くま 水の流るるままに一
和太鼓奏者・服部博之氏と九名の太鼓奏者、他七名の演者



参加者によって法堂が埋め尽くされ、応じるように緊張感もはした



初めて地方開催となった本年度定期総会は、午前10時より始まり、円滑な議事進行の結果、すべての議題がそれぞれ承認されました。第三号議案では、これまでの経緯と共に、第十八期会長として久間泰弘師(曹洞宗福島県青年会)の選考が、副会長として河村康仁師(千葉県曹洞宗青年会)、高木一晃師(四国地区曹洞宗青年会)、宮下俊哉師(曹洞宗長野県第一青年会)の選考が発表され、満場一致で承認の拍手を受けました。

また関連事項として、芳村会長より、奈良県で開催される平成二十年度禅文化学林を、全日本仏教青年会三十周年慶讃千僧法要と併催することが発表され、千人の僧侶が集まるよう、全曹青としても二百人以上の参加を呼びかけました。続いて全日本仏教青年会副理事長・松原俊幸師からも千僧法要の趣旨説明と協力依頼の挨拶を頂戴しました。

こうして約二時間に亘る総会は、無事に閉会しました。

総会終了後には、三重県曹洞宗青年会「鼓司(くす)」による演奏がありました。その演奏は一挙手一投足が糸乱れず、合計十張の太鼓から連打される音の迫力には、参加者一同が圧倒され、固唾を飲んで見守り、最後には大喝采を送りました。



法堂の床を震えさせるかのように熱演する鼓司のメンバー



人型の民族楽器に触れてみる



再会の喜びを分ち合う歌の踊り



オールハンドメイドの伝統工芸品について説明を受ける

蝦夷錦（えぞにしき） アイヌ文化 の継承と発展 中央研修会

初の地方開催となった今年度の全曹青総会。併催される中央研修会も、その開催地である北海道地方の地域性を踏まえて、「蝦夷錦―アイヌ文化の継承と発展―」と題して開催された。

まず、「アイヌの女の会」の島崎直美氏に依る基調講演が行われた。氏が自身の民俗性の芽生えを回顧されることに始まり、「自分が食べる以外に多くを採り過ぎない」「採ったものは余すことなく利用する」といった自然と共生するアイヌ文化の一端、そして日本政府の同化政策によって言葉や習俗を奪われた歴史について紹介された。

また、アイヌ人口は四万四千人と国は発表しているが、実際は十倍くらいいるであろうことや、アイヌ文化の相承と維持には当事者ばかりでなく周辺の理解やサポートが不可欠であると訴えられ、そのきつかけとして、今月開催される「G8 北海道洞爺湖サミット」に先立って、全世界の先住民族の代表者が一同に集い、環境問題、先住民族の権利回復や教育、エンパワーメントなどについて話し合う「先住民族サミット アイヌモシ

リ2008」が開催されることが紹介された。

基調講演の後、「アイヌの女の会」の小松田初美氏による口琴の演奏、島崎氏と小松田氏による童歌とその踊り（振り付け）が披露された。

道外の参加者には普段は触れることの少ないアイヌ文化だが、「ラッコ」や「トナカイ」といった言葉が実はアイヌ語である、といった事実を手がかりに徐々に共感を深め、研修後には講師が持参した蝦夷錦などのアイヌ産品を手にするなど、たいへん貴重な体験をした。

講師の身なりや童歌で発するアイヌ語を聴くと一瞬異国情緒を思わせるが、これは紛れもなく現実の日本にある文化である。現実にあるアイヌの生活文化とその置かれた状況に、目と耳を向けることは、今後参加者が、このような人間にまつわる深いテーマを有しながらも少数・限定的な事象に対する態度に、大きな影響を及ぼさだろう。また、アイヌに限らず同様の民俗問題が全世界で現存していることに、宗教者としてのようにも投げかけられた気がする。



大仏殿に向かう参加者たち



超宗派の僧侶が一堂に会した。どの衣が何宗かわかるかな？

仏法興隆
花まつり
千僧法要

四月二十六日、「仏法興隆花まつり千僧法要二十周年記念法要」が、東大寺において執り行われました。

この法要に参加した僧侶は、各宗派合わせて百三十一人。色とりどりの法衣に身を包んだ僧侶が一堂に会した様子は、毘盧遮那仏の莊嚴国土もかくやと思わせる壮麗さでした。

東大寺本坊前の参道に僧侶が整列すると、いったい何事が始まるのかと、居合わせた多くの参拝者も興味深いです。

十二時四十五分、承仕というお役の方の「ご出仕っ！」という大音声に続き、修験行者の装束を纏った法螺衆が高らかに法螺貝を吹き上げ、一同、大仏殿に向かって粛々と進み始めました。

大仏前の壇上に大衆が上り、最後に登壇したのは、全曹青会長芳村元悟師。本日の導師です。

大仏殿における法要は、午後一時に開始されました。

折しも、チベット問題が世界中から憂慮されていた時期でした。そして、この日は、日本で聖火リレーが行われる日でもありました。そのような時宜を得て、法要前に「日本の青年仏教徒の願い」（二ページ参照）が読み上げられ、ここに改めて、青年僧侶の世界平和を願う姿勢が表明されました。

毘盧遮那仏の膝下、蓮台前に並

んだ僧衆の手により、衆生済度の願いを乗せて、大般若経六百巻が宙に弧を描きました。ちなみに、当日使用された大般若経は、在家の方が書写を発願し、長い年月をかけて完成させた後、東大寺に寄進されたものです。

大仏殿での法要を終え、引き続き、アショカピラー前に移動しての法要が営まれ、すべての僧侶の手により、誕生仏に甘茶が灌がれました。

午後二時半、すべての法要が終了し、控室への帰途には花の種が配られました。青年僧侶の願いが種子となって、全世界の人びとの心に花開いてほしいという思いなのでしよう。

十一月には、再び千僧法要が企画されており、禅文化学林も併せて開催されるので、より多くの宗侶が参集され、大和路の紅葉のごとく、木蘭色が東大寺の秋空を彩ることを願っております。



導師をつとめる芳村会長

- 02 災害お見舞文／声明文
特集《全曹青インフォメーション》
- 03 平成20年度定期総会報告／仏法興隆花まつり千僧法要報告
中央研修会『蝦夷錦(えぞにしき)～アイヌ文化の継承と発展』
三重県曹洞宗青年会 和太鼓僧伽「鼓司」LIVE
- 07 訃報「第7期副会長我妻耕道師を偲んで」
平成19・20年度歳入歳出予算決算／全曹青会則
賛助会員御芳名
曹洞ユース — 三重県曹洞宗青年会 —
曹洞宗北海道青年会帯広大会報告
委員会紹介 — IT委員会 —
- 18 そうとう衆列伝 — 黒崎禅翁^{くろさきぜんおう} —
- 19 寺族のテラス — 仏教讃歌女声コーラス「マーヤの会」 三重県大蓮寺寺族 太田紀子 —
- 20 「禅」知識まんだら2 — 念と正知 —
- 22 環境問題のツボ — 環境倫理の現在 —
- 24 あなたも選ばれる!? 「裁判員制度」のシステムをやさしく紹介 — 後編 —
- 25 菜食健美 — 菜食生活を続けて得られるこんな事 —
- 26 そうせいサロン
- 27 ネットで愉しむ禅籍サーフィン — 『やまたづの〜』良寛和尚 —
- 28 あまみずのダイアログ④ — 遺族外来のある病院 後編 —
- 30 曹洞宗の袈裟に学ぶ 第6回 — 高台寺の木像の掛絡(一) —

クリエイティブ・コモンズの適用についてお願い

全国曹洞宗青年会 会長 芳村 元悟

謹啓

いつも全国曹洞宗青年会にご賛助並びにご協力賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、『そうせい』誌に掲載いたします、記事・画像につきまして、弊会ではクリエイティブ・コモンズ(以下、CC)による著作権管理と転載の運用をいたしたく存じます。CCは、法的手段を利用して出版物の創造、流通、検索の便宜をはかることを目的とした制度です。CCライセンスは著作権保持と完全な著作権放棄の中間領域を規定し、素材に対して著作権を保持しながら、一定の自由を事前に許諾するものです。(参考 <http://www.creativecommons.jp/>)

弊会では、平成20年7月5日より、先ずは142号の記事と画像を全国曹洞宗青年会ホームページ『般若』のCC専用ページに収録し、アクセスを許諾されたユーザーが、非営利で転用し複製・頒布・展示できるようにいたしました。過去の『そ

うせい』につきましても、順次更新いたします。

但し、原作者からのご許諾が得られない場合は、当該素材のCC適用を見送らせていただきます。

また、当該素材の営利目的による使用が発覚した場合は、使用者に相応の違約金を求め、原作者に支払うものとしめます。

※記事(文字情報)の転用には、レイアウトの変更は認めますが、本文自体の変更はこれを認めず、原作者名のクレジットを義務づけます。

※画像の転用には一切の変更を認めず、原作者のクレジットを義務づけます。

この度の、クリエイティブ・コモンズの適用について、皆さまのご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

謹白

我妻耕道師を偲んで

第七期会長 神野哲州



本年一月五日、第七期副会長我妻耕道師が逝去された。本堂落慶を控え充実した日々を写した年賀状を受け取ってわずか四日後、奇しくも宮崎奕保禅師のご遷化と同日であった。

我妻師、敢えて我妻さんと呼ばせていただく。
私の第七期は我妻さんへの副会長就任依頼から始まる。第六期で広報委員長を勤めさせていただいたご縁で、人望の厚きことを承知していたことと、最大勢力東北曹青は何とし

ても協力をいただく必要があったことも事実である。後で知ったのだが、この人事を最も喜んでくれたのは意外にも私の地元愛知県で、それは、我妻さんが大本山永平寺安居中に名古屋別院用僧を勤められ、期間はわずかだったが、真摯な印象が二十一年近く経過しても知る人がいたことだった。

昭和六十年、私は広報として東北大会の報告原稿を我妻さんからいただいた。その確認電話が初めての会話である。色白で笑えば楽しそうな我妻さんだが、今も内容を覚えているほどだから、その時は緊張し、丁寧に掛けたと思う。それでも、我妻さんには失礼だったかもしれない。それは、電話口の独特の東北弁は慣れるまで感覚がわからず、私も幾度も確認し、特に「人口に膾炙する」という言葉だったと思うが、私の浅学も加わり延々と続け、今さらながら「よく怒られなかったな」と思う。脱線するが、その時、「わがつまさん」

と発すると「あがづまだ」といわれ、以来、私は、奥様に訂正されるまでの二十一年間、「我妻」と書いて「あがつま」と発音すると信じていたくらいだ。

思えば、第七期は東北の皆さんにとってもお世話になった。奈良での「花まつり 千僧法要」の企画発案は我妻さんの懐刀川村さんだった。この行事は今も歴代の青年会諸兄に継承していただき感謝している。ただ、奈良での企画は「千僧法要」だけではなかった。「ならシルクロード博」参加のミュージカル「ブツダシヤカムニの誕生」は三日間だが準備期間は長かった。国宝「元興寺」を借用した「精進料理」は半年近く連日開催した。日常の全曹青の活動は副会長に託され、全国各地の大会に赴いていただいたのは我妻さんであった。第七期の大目標は、第六期で吉岡会長が敷いた団体加入と全国組織の確立だが、おそらく各地で質問あるいは混乱もあったと思う。それでも、ある会場で「神野会長はよくやっている」と話されたとき、うれしかった。全曹青を終える時、「最高の業績を残した」と肩をたたいてくれたのも我妻さんである。本

当の縁の下の力持ちには感謝の言葉もない。

青年会が終っても曹洞宗国際ボランティア会でお世話になった。第六期会長の吉岡棟憲師と我妻師ともども私も理事として有馬実成専務理事を中心に「シャンティ国際ボランティア会」への組織改編に携わったが、改称後に我妻さんがボランティア会副会長として推されたのは当然のことであった。

皆さんは、女人を抱いた雲水の話はご存知だろう。大水で困窮している娘を抱いて渡川した雲水の話である。渡った後、追いついた同僚雲水が「貴公、女人を抱いたな」と詰問すると「何だ、貴公はまだ抱いているのか」と返答した話である。この話を拙寺報に、雲水を「良寛さん」として掲載したが、実は原坦山老師だった。誤り指摘の電話は我妻さんから来た。その電話は快かった。私には我妻さんを原坦山師に重ね、「我妻さんはきつとこの話が好きなんだろうな」と思いながらその小言を聞いた。それが最後の会話となった。大寂静中、ご冥福を心よりお祈りする。そして、再会できるものと信じている。

平成20年度 全国曹洞宗青年会 歳入歳出予算書

期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

歳入合計金額 35,050,000円
 歳出合計金額 35,050,000円
 差引残額 0円

歳入の部

△印は減(単位:円)

| 款 | 項 | 目 | 前年度予算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | 備考 |
|--------|------------|---|------------|------------|------------|--------------------------|
| 1. 会費 | 1. 会費 | | 13,467,500 | 13,510,000 | 42,500 | |
| | 1. 会費 | | 1,467,500 | 1,510,000 | 42,500 | 500円×3,018名 1,000円×1名 |
| | 2. 賛助会費 | | 12,000,000 | 12,000,000 | 0 | |
| 2. 助成金 | 1. 助成金 | | 15,550,000 | 15,550,000 | 0 | |
| | 1. 事業助成金 | | 15,000,000 | 15,000,000 | 0 | 宗務庁より |
| | 2. 協賛金 | | 550,000 | 550,000 | 0 | 「そせい」広告料等 |
| 3. 諸収入 | 1. 諸収入 | | 2,602,734 | 4,074,415 | 1,471,681 | |
| | 1. 事業収入 | | 2,500,000 | 4,000,000 | 1,500,000 | 花まつり事業収入等 |
| | 2. 雑収入 | | 102,734 | 74,415 | △28,319 | 寄付金・預金利息等 |
| 4. 繰戻金 | 1. 繰戻金 | | | 0 | 0 | |
| | 1. 委員会費繰戻金 | | | 0 | 0 | |
| 5. 繰越金 | 1. 繰越金 | | 4,379,766 | 1,915,585 | △2,464,181 | |
| | 1. 前年度繰越金 | | 4,379,766 | 1,915,585 | △2,464,181 | |
| 合 計 | | | 36,000,000 | 35,050,000 | △950,000 | |

歳出の部

△印は減(単位:円)

| 款 | 項 | 目 | 前年度予算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | 備考 |
|----------|---------------|-------|------------|------------|------------|--------------------|
| 1. 事業費 | | | 23,960,000 | 24,000,000 | 40,000 | |
| 1. 委員会費 | | | 9,600,000 | 10,100,000 | 500,000 | |
| | 1. 総務委員会費 | | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| | 2. 広報委員会費 | | 4,600,000 | 4,600,000 | 0 | |
| | 3. 青少年教化委員会費 | | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| | 4. ボランティア委員会費 | | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| | 5. 法委委員会費 | | 1,000,000 | 1,300,000 | 300,000 | |
| | 6. IT委員会費 | | 1,000,000 | 1,200,000 | 200,000 | |
| 2. 広報費 | | | 10,360,000 | 9,100,000 | △1,260,000 | |
| | 1. 印刷費 | | 5,100,000 | 5,100,000 | 0 | 「そせい」印刷費 |
| | 2. 封筒印刷費 | | 1,260,000 | 0 | △1,260,000 | |
| | 3. 発送費 | | 4,000,000 | 4,000,000 | 0 | 「そせい」郵送代 |
| 3. 本部事業費 | | | 3,500,000 | 4,500,000 | 1,000,000 | |
| | 1. 本部事業費 | | 2,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 花まつり事業等 |
| | 2. 禅文化学林開催費 | | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 | 禅文化学林開催費 |
| 4. 研修費 | | | 500,000 | 300,000 | △200,000 | |
| | 1. 研修費 | | 500,000 | 300,000 | △200,000 | 禅の集い中央研修会等 |
| 2. 運営費 | | | 11,550,000 | 10,600,000 | △950,000 | |
| 1. 会議費 | | | 8,700,000 | 8,200,000 | △500,000 | |
| | 1. 役員会費 | | 4,500,000 | 4,000,000 | △500,000 | 執行部会・理事会 |
| | 2. 総会費 | | 4,200,000 | 4,200,000 | 0 | 総会・評議員会 |
| 2. 事務費 | | | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| | 1. 印刷消耗品費 | | 150,000 | 150,000 | 0 | |
| | 2. 通信費 | | 300,000 | 300,000 | 0 | |
| | 3. 備品費 | | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 3. 渉外費 | | | 2,250,000 | 1,850,000 | △400,000 | |
| | 1. 助成金 | | 600,000 | 500,000 | △100,000 | 管区大会 10万×5管区 |
| | 2. 慶弔費 | | 400,000 | 300,000 | △100,000 | 管区大会祝賀 3万×5管区等 |
| | 3. 負担金 | | 250,000 | 250,000 | 0 | 全日仏青加盟負担金等 |
| | 4. 交通費 | | 1,000,000 | 800,000 | △200,000 | 管区大会・全日 仏青等出向助成 |
| | 4. 雑費 | 1. 雑費 | 100,000 | 50,000 | △50,000 | |
| 3. 積立金 | 1. 積立金 | | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| | 1. 積立金 | | 100,000 | 100,000 | 0 | ボランティア基金 積立て |
| 4. 予備費 | 1. 予備費 | | 390,000 | 350,000 | △40,000 | |
| | 1. 予備費 | | 390,000 | 350,000 | △40,000 | 全日仏青IBYE 大会講師謝礼 |
| 合 計 | | | 36,000,000 | 35,050,000 | △950,000 | |

※尚、各 項・目 間の流用を認めるものとします。
 以上のとおり、予算を提案いたします。

平成20年 5月15日

全国曹洞宗青年会 会長 芳村 元悟
 会計 神谷 俊英

平成19年度 全国曹洞宗青年会 歳入歳出決算書

期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日

歳入合計金額 36,432,953円
 歳出合計金額 34,517,368円
 差引残額 1,915,585円

歳入の部

△印は減(単位:円)

| 款 | 項 | 目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 比較増減 | 備考 |
|--------|------------|---|------------|------------|-----------|--------------------------|
| 1. 会費 | 1. 会費 | | 13,467,500 | 12,723,000 | △744,500 | |
| | 1. 会費 | | 1,467,500 | 1,510,000 | 42,500 | 500円×3,018名 1,000円×1名 |
| | 2. 賛助会費 | | 12,000,000 | 11,213,000 | △787,000 | 2,336件 |
| 2. 助成金 | 1. 助成金 | | 15,550,000 | 15,540,000 | △10,000 | |
| | 1. 事業助成金 | | 15,000,000 | 15,000,000 | 0 | 宗務庁より |
| | 2. 協賛金 | | 550,000 | 540,000 | △10,000 | 「そせい」広告料等 |
| 3. 諸収入 | 1. 諸収入 | | 2,602,734 | 2,673,521 | 70,787 | |
| | 1. 事業収入 | | 2,500,000 | 2,661,200 | 161,200 | 花まつり事業収入等 |
| | 2. 雑収入 | | 102,734 | 12,321 | △90,413 | 寄付金・預金利息等 |
| 4. 繰戻金 | 1. 繰戻金 | | | 1,116,666 | 1,116,666 | |
| | 1. 委員会費繰戻金 | | | 1,116,666 | 1,116,666 | |
| 5. 繰越金 | 1. 繰越金 | | 4,379,766 | 4,379,766 | 0 | |
| | 1. 前年度繰越金 | | 4,379,766 | 4,379,766 | 0 | |
| 合 計 | | | 36,000,000 | 36,432,953 | 432,953 | |

歳出の部

△印は減(単位:円)

| 款 | 項 | 目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 比較増減 | 備考 |
|----------|---------------|-------|------------|------------|------------|------------------------|
| 1. 事業費 | | | 23,960,000 | 23,820,364 | △139,636 | |
| 1. 委員会費 | | | 9,600,000 | 9,600,000 | 0 | |
| | 1. 総務委員会費 | | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| | 2. 広報委員会費 | | 4,600,000 | 4,600,000 | 0 | |
| | 3. 青少年教化委員会費 | | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| | 4. ボランティア委員会費 | | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| | 5. 法委委員会費 | | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| | 6. IT委員会費 | | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| 2. 広報費 | | | 10,360,000 | 10,044,560 | △315,440 | |
| | 1. 印刷費 | | 5,100,000 | 5,050,500 | △49,500 | 「そせい」印刷費 |
| | 2. 封筒印刷費 | | 1,260,000 | 1,260,000 | 0 | 「そせい」発送 用封筒代2年分 |
| | 3. 発送費 | | 4,000,000 | 3,734,060 | △265,940 | 「そせい」郵送代 |
| 3. 本部事業費 | | | 3,500,000 | 4,001,250 | 501,250 | |
| | 1. 本部事業費 | | 2,000,000 | 2,501,250 | 501,250 | 花まつり事業等 |
| | 2. 禅文化学林開催費 | | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 | 禅文化学林開催費 |
| 4. 研修費 | | | 500,000 | 174,554 | △325,446 | |
| | 1. 研修費 | | 500,000 | 174,554 | △325,446 | 禅の集い中央研修会等 |
| 2. 運営費 | | | 11,550,000 | 10,497,004 | △1,052,996 | |
| 1. 会議費 | | | 8,700,000 | 8,446,089 | △253,911 | |
| | 1. 役員会費 | | 4,500,000 | 4,240,265 | △259,735 | 執行部会・理事会 |
| | 2. 総会費 | | 4,200,000 | 4,205,824 | 5,824 | 総会・評議員会・ 委員会総会 |
| 2. 事務費 | | | 500,000 | 490,615 | △9,385 | |
| | 1. 印刷消耗品費 | | 150,000 | 147,642 | △2,358 | |
| | 2. 通信費 | | 300,000 | 295,076 | △4,924 | |
| | 3. 備品費 | | 50,000 | 47,897 | △2,103 | |
| 3. 渉外費 | | | 2,250,000 | 1,560,300 | △689,700 | |
| | 1. 助成金 | | 600,000 | 300,000 | △300,000 | 管区大会 10万×3管区 |
| | 2. 慶弔費 | | 400,000 | 180,900 | △219,100 | 禅師慶弔費・管区大 会祝賀3万×4管区 |
| | 3. 負担金 | | 250,000 | 250,000 | 0 | 全日仏青加盟負 担金等 |
| | 4. 交通費 | | 1,000,000 | 829,400 | △170,600 | 管区大会・全日 仏青等出向助成 |
| | 4. 雑費 | 1. 雑費 | 100,000 | 0 | △100,000 | |
| 3. 積立金 | 1. 積立金 | | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| | 1. 積立金 | | 100,000 | 100,000 | 0 | ボランティア基金 積立て |
| 4. 予備費 | 1. 予備費 | | 390,000 | 100,000 | △290,000 | |
| | 1. 予備費 | | 390,000 | 100,000 | △290,000 | 全日仏青IBYE 大会講師謝礼 |
| 合 計 | | | 36,000,000 | 34,517,368 | △1,482,632 | |

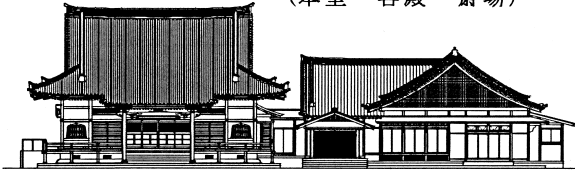
※尚、各 項・目 間の流用を認めるものとします。
 差引残高 1,915,585円を次年度に繰越いたします。

平成20年 5月15日

全国曹洞宗青年会 会長 芳村 元悟
 会計 神谷 俊英

曹洞宗廣徳院・埼玉県

(本堂・客殿・齋場)



(株)翼工房社寺建築設計事務所

宇都宮市御幸ヶ原町135-31
TEL 028-613-5710 FAX 028-613-5690
<http://www6.ocn.ne.jp/~tsubasak/>

寺社御尊像制作
日本仏教美術普及協会御指定
総本山智積院御用達

鴻 珠 堂

〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山旧屋敷13-1
TEL: 024-945-4801
営業所: 東京・京都・台北
工房(彫刻・荘厳・念珠): 鴻珠堂有限公司
台北市中山北路二段七七巷十一號
桧材(樹齢500年以上)老山檀香材沈香

総合御寺院用仏具専門店
株式会社 七福商事
福祿堂 佛具店

フリーダイヤル 0120-77-2969
【ホームページ】<http://www.shichifuku.ecnet.jp>
本社・工場 展示場 福岡県八女郡広川町日吉1407
関東営業所 埼玉県加須市久下4丁目1-2

両大本山御用達
梅花流法具販売指定店

法衣・装束・荘厳・神仏具・贈答用記念品



(全国曹洞宗法衣同業会会員)

〈本 社〉〒460-0011 名古屋市中区大須三丁目39番33号
(大須交差点東北側)
TEL (052) 241-0901(代表) FAX (052) 241-1904

全国曹洞宗青年会 平成19年度特別会計(ボランティア基金)報告

期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日

歳入総額 3,100,000円
歳出総額 439,061円
差引残額 2,660,939円

歳入の部 (単位:円)

| 項目 | 金額 | 備考 |
|--------|-----------|----|
| 前年度繰越金 | 3,000,000 | |
| 積立金 | 100,000 | |
| 合計 | 3,100,000 | |

| 項目 | 金額 | 備考 |
|----------|---------|----------------|
| 中越沖地震義援金 | 100,000 | |
| 復興活動助成金 | 339,061 | 中越沖地震 滞在費・交通費等 |
| 合計 | 439,061 | |

全国曹洞宗青年会 平成19年度特別会計(周年事業基金)報告

期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日

歳入総額 2,000,000円
歳出総額 0円
差引残額 2,000,000円

歳入の部 (単位:円)

| 項目 | 金額 | 備考 |
|--------|-----------|----|
| 前年度繰越金 | 2,000,000 | |
| 合計 | 2,000,000 | |

| 項目 | 金額 | 備考 |
|----|----|----|
| 合計 | 0 | |

以上の通り報告いたします。

平成20年5月15日

全国曹洞宗青年会 会長 芳村 元悟 ㊟
会計 神谷 俊英 ㊟

監査報告

平成19年度全国曹洞宗青年会、一般会計及び特別会計について、平成20年4月10日に東京都愛宕、青松寺にて、会長、副会長立ち合いのもと、諸帳簿・証書・関係書類を監査したところ、収入・支出・残金ともそれぞれ合致し、適正かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

平成20年5月15日

全国曹洞宗青年会 監事 高橋 英寛 ㊟
監事 香村 一孝 ㊟

株式会社
中央デザイン
CHUO DESIGN CO.,LTD.

Desktop publishing
Print Industry

〒001-0010 札幌市北区北10条西4丁目 防災ビルB1
TEL (011) 716-4813
FAX (011) 716-4818
chuou-design@bz01.plala.or.jp

全国曹洞宗青年会会則

第一章 総則

第一条 (会名の名称)
本会は、全国曹洞宗青年会と称する。

第二条 (事務所の所在地)
本会は、事務所を東京都港区芝二丁目五番二号曹洞宗事務所に置く。

第三条 (会の目的)
本会は、古教照心の示訓を旨に自己研鑽に努め、互いに乳水相和し、自由で創造的な活動を通じ、心豊かな社会の形成を目的とする。

第四条 (会の組織)
本会は、前条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって組織する。

第五条 (会の事業)
本会は、第三条の目的を遂行するため、青年宗侶及び会員の智と力を結集して、以下の事業を行う。

① 現代の諸問題に関する研究及びその対応活動。
② 各曹洞宗青年会活動との連携及び支援、並びに親睦を図る。
③ 教化活動並びに文化事業推進の研究開発及びその方策の実施。
④ 情報誌の発行並びに図書、資料の刊行及び紹介。

⑤ その他本会に必要と認められる事業。

第六条 (事業年度)
本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七条 (規程及び規則の制定)
一、本会は、この会則を実施するため、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第二章 会員の種類

第八条 (会員の種類)
本会の会員は、次の三種類とする。

① 正会員
満年齢十八歳以上四十歳以下の宗侶。ただし、事業年度内に四十一歳に達した場合は、当該事業年度内は正会員とする。
なお、団体に加盟する場合は、その規定に準ずる。

② 賛助会員
本会の目的に賛同する者。
特別会員
本会が推薦する者。

③ 特別会員
本会が推薦する者。

第九条 (入会)
一、本会に入会しようとする者は、本会が定める入会申込書を本会に提出して入会の申込をしなければならぬ。
二、本会に入会の申込をした者は、理事会において入会の承認を受けた後、当該年度の会費を支払ったとき、本会の会員になったものとする。

第十条 (退会)
一、本会を退会しようとする者は、本会が定める退会申込書を本会に提出して退会の申込をしなければならぬ。
二、本会に退会の申込をした者は、理事会において退会の承認を受けたとき、本会を退会したものとす。

第十一条 (会員の権利及び義務)
本会の会員は、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有し、会則その他の規定を遵守する義務を負い、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

第三章 総会

第十二条 (総会の種類)
一、総会は定期総会と臨時総会とする。
二、定期総会は毎年五月に開き、臨時総会は必要ある場合に随時これを開く。

第十三条 (総会の組織)
総会は、本会正会員をもって組織する。

第十四条 (総会の審議事項)
総会においては次の事項を審議する。

① 評議員会において総会に付することを相当と認められた事項。
② 事業計画及び事業報告に関する事項。
③ 予算の議決及び決算の承認に関する事項。
④ 会則の制定、変更に関する事項。
⑤ 重要な資産の処分に関する事項。

第十五条 (総会の招集手続)
一、総会は会長が招集する。
二、総会を招集するには、会日より三十日以前にその通知を発しなければならない。ただし、緊要を要する場合には、その期間を短縮することができる。

三、前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。
第十六条 (正会員による招集請求手続)
一、正会員は、会議の日時たる事項及び招集を必要とする理由を記載した書面を会長に提出して、臨時総会の招集を請求することができる。その場合、正会員総数の半数以上の同意を要する。
二、前項の場合において、会長がその請求を受けた日から三十日以内に招集の手続をしないときは、請求者自らその手続をすることができる。

第十七条 (議長)
一、総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。
二、議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理する。
三、総会において、会長に事故あるときは、副会長が議長の職務を行う。
四、会長及び副会長ともに事故あるときは、その総会において議長を定める。

第十八条 (議決権)
一、総会における正会員の議決権は、一人につき一個とする。
二、正会員は、別に定める規程によつて、その議決権を行使することができる。

第十九条 (議決の方法)
一、総会における議決は、この会則に別段の定めがある場合を除いては、出席した正会員の過半数で決する。
なお、代理人をもつて、その議決権を行使する正会員は、賛決に出席したものとみなす。

第二十条 (議事録)
一、議事録については、議事録を作り、議長及び出席した正会員二人以上が、これに署名押印して本会に保存するものとする。

第四章 評議員会

第二十一条 (評議員会の組織)
一、本会に評議員会を置く。
二、評議員会は、評議員、管区理事及び執行部をもって構成する。
三、評議員は、各曹洞宗青年会から一名を選出する。
四、評議員会には、必要に応じて評議員以外の者を出席させることができる。

第二十二条 (評議員の職務)
評議員は、評議員会における審議内容及び結果を、その所属する曹洞宗青年会に報告する。
第二十三条 (審議事項)
一、評議員会においては、次の事項を審議する。
① 本会の規程の制定、変更に関する事項。
② 総会又は理事会から委託された事項。
③ 総会に提出する議案に関する事項。
二、前項の審議事項に關し、評議員会において、総会における審議が必要と議決された議案については、その審議を総会に委託することができる。

第二十四条 (評議員会の種類)
一、評議員会は定期評議員会と臨時評議員会とする。
二、定期評議員会は毎年五月に開き、臨時評議員会は必要ある場合に随時これを開く。
第二十五条 (評議員の招集手続)
一、評議員会は会長が招集する。
二、評議員会を招集するには、会日より三十日以前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

三、前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。
第二十六条 (評議員による招集請求手続)
一、評議員総数の二分の一以上の評議員は、会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した書面を会長に提出して、臨時評議員会の招集を請求することができる。
二、前項の場合において、会長がその請求を受けた日から三十日以内に招集の手続をしないときは、請求者自らその手続をすることができる。

第二十七条 (議長及び定数)
一、評議員会における評議員の議決権は、一人につき一個とする。
二、評議員は、代理人をもつて、その議決権を行使することができる。

三、前項の場合、代理人は、正会員に限り、また一名で一名を超える評議員を代理することができない。
四、第二項の代理人は、正会員に限り、また一名で一名を超える評議員を代理することができない。
五、評議員会は、全評議員の三分二以上出席しなれば開会することができない。ただし、代理人によつて出席する評議員も評議員会に出席したものとみなす。

第二十八条 (準用事項)
第二十七条 (議長、第二十八条 (議決権、第二十九条 (議決の方法) 及び第二十条 (議事録) の規定は、評議員会について準用する。

第五章 理事会

第二十九条 (理事会の組織)
一、本会に理事会を置く。
二、理事会は、管区理事及び執行部をもって組織する。

第三十条 (理事の職務)
理事は、理事会を構成し、各管区曹洞宗青年会の相互連絡を図る。
第三十一条 (審議事項)
理事会においては、次の事項を審議する。
① 本会の運営に關する事項。
② 総会及び委員会の運営に關する事項。
③ 本会の規則の制定、変更に関する事項。
④ 評議員会に付する議案に関する事項。
⑤ 総会又は評議員会から委託された事項。
⑥ 理事会に規定する事項に必要と思われる事項。
第三十二条 (定足数)
理事会は、全理事の過半数出席しなければ開会することができない。

第三十三条 (準用事項)
第二十九条 (議長、第三十条 (議決権、第三十一条 (議決の方法) 及び第二十条 (議事録) の規定は、理事会について準用する。

第三十四条 (名譽総裁、名譽会長、顧問)
第三十四条 (名譽総裁、名譽会長、顧問) の設置。
一、本会は、両大山貫首を名譽総裁とする。
二、本会は、宗務局長を名譽会長とする。
三、本会は、顧問を置くことができる。顧問は理事会の議を経て選任する。

第六章 執行部

第三十五条 (執行部の組織)
一、本会に執行部を置く。
二、執行部は、会長一名、副会長三名、各委員会委員長一名、事務局長一名、事務局員若干名、会計一名をもって構成する。

第三十六条 (執行部の職務)
一、会長は、本会を代表し、会務を統理する。
二、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を行う。
三、副会長が会長の職務を行う順位は、副会長の協議による。
四、執行部は、総会、理事会及び評議員会の決議を尊重してその職務を行わなければならない。
第三十七条 (執行部の選任)
一、会長、副会長及び執行部は、正会員の中から総会で選任する。
二、前項に関するほか、会長、副会長及び執行部の選任に關する規程は、「全国曹洞宗青年会執行部選考に關する規程」に従つて選任する。

第三十八条 (執行部の任期)
執行部の任期は二年とし、選任された年の定期総会開催日をもって始期とする。
第三十九条 (欠員の執行部の選任)
一、執行部のうち欠員が生じた場合は、速やかに、その後任者を選任しなければならない。
二、後任者の執行部の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十条 (満期による選任)
三任期の満期によつて選任する執行部は、新たに選任された執行部が就任するまで、引き続きその職務を行う。

第七章 監事

第四十一条 (監事の職務)
一、本会に監事を置く。
二、監事は、理事を監査し、總會で選任する。

第八章 委員会

第四十二条 (委員会の設置)
本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために必要な委員会を設置する。
第四十三条 (委員長の組織)
一、委員会は、委員長一名のほか、委員若干名をもって構成する。
二、委員長は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。
三、委員は、正会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
四、各委員長は、必要あると認めるときは、副委員長若干名を置くことができる。

第四十四条 (委員長の職務)
一、委員長は、委員会を主宰する。
二、委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を行う。

第四十五条 (特別委員会)
一、本会は、必要があるとき、理事会の議を経て、特定の事項を行わせるため、特別委員会を置くことができる。
二、特別委員会は、職務及び議事手続について必要事項は、規則をもつて定めることができる。

第四十六条 (事務局長の組織)
一、本会に、事務局を置く。
二、事務局は、事務局次長及び庶務を統理する。
三、事務局は、事務局次長及び庶務は、会長が指名し、理事会及び評議員会の議を経て選任する。また、常任幹事は、事務局長を統理し、幹事若干名は、事務局長が任命する。

第四十七条 (事務局長の職務)
一、事務局は、本会の一の事務を処理する。
二、事務局は、事務局を統括する。
三、事務局次長は、事務局次長を補佐し、事務局次長が欠けたとき又は事務局次長に事故あるときは、事務局長の職務を行う。

第四十八条 (庶務)
一、庶務は、事務局次長を補佐する。
二、常任幹事は、庶務局長を統理し、幹事は会務に従事する。

第四十九条 (会計、資産及び会費)
第四十八条 (会計年度及び会計種別)
一、本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
二、本会の会計は、一般会計、特別会計、基金会計とする。
三、本会は、特別の事業を実施するために必要があるときは、理事会の議を経て特別会計を設置することができる。

第五十条 (経費)
第四十九条 (経費)

第五十一条 (経費)

第五十二条 (経費)

第五十三条 (経費)

第五十四条 (経費)

第五十五条 (経費)

第五十六条 (経費)

第五十七条 (経費)

第五十八条 (経費)

第五十九条 (経費)

第六十条 (経費)

第九章 附則

第六十一条 (附則)

第六十二条 (附則)

第六十三条 (附則)

第六十四条 (附則)

第六十五条 (附則)

第六十六条 (附則)

第六十七条 (附則)

第六十八条 (附則)

第六十九条 (附則)

第七十条 (附則)

第七十一条 (附則)

第七十二条 (附則)

第七十三条 (附則)

第七十四条 (附則)

第七十五条 (附則)

第七十六条 (附則)

第七十七条 (附則)

第七十八条 (附則)

第七十九条 (附則)

本会の経費は、会費、賛助費、宗務庁助成金及び寄付その他の収入をもって支弁する。

行つたため、選挙委員会を組織する。

二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。

第六十六条 (修正案) 一、議案については修正案を提出しようとする者は、他の出席者一名以上(但し、委任状による出席を除く)の賛成を得て修正案を議長に提出し、その趣旨を説明しなければならない。

第十五条 (議事録の作成) 一、各会議の議事については、議長から指名された議事録作成人によつて議事録を作成し、議長及び当該会議の出席者一名以上が、これに署名押印して本会に保存しなければならない。

二、この規程において、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。

三、議事録は、作成後その記載内容を変更することはできない。但し、誤字脱字の加除訂正についてはこの限りでない。

二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産となるもののために行ふものとする。

二、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

第十二章 改正

第五十三条

この会則の改正は、総会において出席した正会員の三分の二以上の賛成をもって議決しなければならない。

二、委員は、正会員のうちから委員が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。

二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産となるもののために行ふものとする。

二、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

全国曹洞宗青年会費に関する規程

第一条 (目的)

本会の会費及び賛助費については、本会会則第五十二条に基づき、この規程によつて行う。

二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産となるもののために行ふものとする。

二、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

第二条 (会費)

一、本会の会費は、年会費一〇〇〇円とする。

二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産となるもののために行ふものとする。

二、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

全国曹洞宗青年会執行部の選考に関する規程

第一条 (目的)

本会の会長及び副会長の選考は、公平及び中立を旨として、本会会則第三十七条第一項に基づき、この規程によつて行う。

二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産となるもののために行ふものとする。

二、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

全国曹洞宗青年会基金運用規程

第一条 (目的)

一、本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として全国曹洞宗青年会基金(以下「基金」という)を設ける。

二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産となるもののために行ふものとする。

二、議事録は、議事について忠実に記載されなければならない。

二、委員は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。

| | | | | | | | | | | |
|-------|------|-----------|-----------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 48 | 讓伝寺様 | 熊本県第一 | 367 | 長福寺様 | 7 | 保寿寺様 | 183 | 大乘寺様 | 165 | 能持院様 |
| 49 | 大龍院様 | 60 含蔵寺様 | 414 | 龍源寺様 | 10 | 滝沢寺様 | 185 | 観音寺様 | 166 | 久昌寺様 |
| 58 | 正寿寺様 | 熊本県第二 | 416 | 朝日寺様 | 14 | 松音寺様 | 188 | 興雲寺様 | 181 | 黄龍寺様 |
| 124 | 願成寺様 | 73 遍照院様 | 419 | 正応寺様 | 34 | 江玉寺様 | 山形県第一 | | 184 | 護昌寺様 |
| 133 | 妙元寺様 | 79 向陽寺様 | 462 | 正眼寺様 | 43 | 川昌院様 | 32 | 安養寺様 | 207 | 大向川寺様 |
| 143 | 瑞応寺様 | 88 明徳寺様 | 485 | 長安寺様 | 113 | 繁川院様 | 88 | 智鏡寺様 | 216 | 龍泉寺様 |
| 153 | 法蔵寺様 | 90 明栄寺様 | 496 | 長楽寺様 | 114 | 東禅寺様 | 91 | 昌林寺様 | 237 | 松庵寺様 |
| 159 | 大祥寺様 | 108 潮音寺様 | 500 | 観泉院様 | 286 | 統禅寺様 | 96 | 陽雲寺様 | 260 | 見性寺様 |
| 162 | 梅翁寺様 | 宮崎県 | 728 | 妙喜寺様 | 293 | 梅溪寺様 | 194 | 龍護寺様 | 261 | 倫勝寺様 |
| 163 | 雲光寺様 | 6 祐国寺様 | 835 | 不動院様 | 295 | 松巖寺様 | 216 | 瑞雲院様 | 265 | 宝平寺様 |
| 182 | 東光寺様 | 54 善栖寺様 | 1007 | 長興寺様 | 339 | 天雄寺様 | 238 | 西来院様 | 279 | 宝昌寺様 |
| 197 | 永福寺様 | 長野県第一 | 新潟県第三 | | 352 | 安永寺様 | 山形県第二 | | 295 | 太宝寺様 |
| 島根県第一 | | 5 寛松寺様 | 514 | 長命寺様 | 384 | 大福田寺様 | 267 | 慈眼院様 | 299 | 天昌寺様 |
| 209 | 円通寺様 | 49 信叟寺様 | 536 | 東福院様 | 387 | 海蔵寺様 | 268 | 慶昌寺様 | 302 | 鏡得寺様 |
| 253 | 西光寺様 | 57 長秀院様 | 541 | 善福寺様 | 407 | 通大寺様 | 346 | 長福寺様 | 321 | 大円寺様 |
| 330 | 正法寺様 | 71 苔翁寺様 | 546 | 清月寺様 | 425 | 耕田寺様 | 山形県第三 | | 322 | |
| 332 | 興源寺様 | 103 長年寺様 | 553 | 安住寺様 | 432 | 岩手県 | 433 | 祐性院様 | 北海道第一 | |
| 島根県第二 | | 108 源真寺様 | 557 | 普広寺様 | 3 | 東顕寺様 | 449 | 宝積寺様 | 5 | 大泉寺様 |
| 2 | 萬昌院様 | 110 淨光寺様 | 新潟県第四 | | 7 | 永祥院様 | 466 | 禅伝寺様 | 14 | 広延寺様 |
| 18 | 豊龍寺様 | 121 淨光庵様 | 1 瀧雲寺様 | | 12 | 沼福寺様 | 468 | 宗源寺様 | 45 | 中央寺様 |
| 49 | 龍覚寺様 | 123 真蔵寺様 | 9 東陽寺様 | | 13 | 長善寺様 | 471 | 洞泉院様 | 85 | 含笑寺様 |
| 63 | 安栖院様 | 128 普携寺様 | 19 林照寺様 | | 31 | 喜雲寺様 | 481 | 楞嚴院様 | 90 | 観音寺様 |
| 64 | 全隆寺様 | 132 長國寺様 | 21 広大寺様 | | 44 | 江岸寺様 | 502 | 梅林寺様 | 96 | 北大寺様 |
| 78 | 瑞龍院様 | 158 満泉寺様 | 22 久昌寺様 | | 52 | 福蔵寺様 | 503 | 洞春院様 | 254 | 高台寺様 |
| 96 | 禅慶院様 | 243 広徳寺様 | 33 洞泉寺様 | | 96 | 常泉寺様 | 563 | 洞見政寺様 | 257 | 高宝寺様 |
| 99 | 禅海寺様 | 300 威徳院様 | 117 沢尊寺様 | | 104 | 廣泉寺様 | 626 | 見泉寺様 | 353 | 龍福寺様 |
| 121 | 日光寺様 | 306 城光院様 | 178 清流寺様 | | 120 | 菅生院様 | 630 | 慶全寺様 | 468 | 養福寺様 |
| 137 | 総覚寺様 | 322 守芳院様 | 196 香伝寺様 | | 133 | 大林寺様 | 639 | 宝泉寺様 | 488 | 清泉寺様 |
| 172 | 徳島県 | 358 安楽寺様 | 222 正統寺様 | | 158 | 願成寺様 | 641 | 持地院様 | 489 | 龍徳寺様 |
| 26 | 城満寺様 | 370 日輪寺様 | 228 雲泉寺様 | | 166 | 宝泉寺様 | 659 | 海禅寺様 | 北海道第二 | |
| 高知県 | | 長野県第二 | 239 千眼寺様 | | 177 | 要津院様 | 671 | 長海寺様 | 102 | 興禅寺様 |
| 2 | 善賢寺様 | 400 長久寺様 | 255 龍阜院様 | | 188 | 柳玄寺様 | 718 | 長泉寺様 | 107 | 明王寺様 |
| 愛媛県 | | 441 雲龍寺様 | 283 耕太寺様 | | 252 | 喜清院様 | 728 | 泉宝寺様 | 109 | 北道寺様 |
| 5 | 徳林寺様 | 461 養泰寺様 | 288 田蔵寺様 | | 255 | 喜清院様 | 735 | 冷泉寺様 | 116 | 妙心寺様 |
| 18 | 陽春院様 | 474 長桂寺様 | 296 関泉寺様 | | 270 | 海蔵寺様 | 742 | 龍澤寺様 | 129 | 西乘寺様 |
| 35 | 宝蔵寺様 | 537 正法寺様 | 297 瑞雲寺様 | | 278 | 宝鏡院様 | 秋田県 | | 279 | 東光寺様 |
| 79 | 成福寺様 | 544 一心寺様 | 733 光明寺様 | | 6 | 正光寺様 | 17 | 補陀寺様 | 280 | 永福寺様 |
| 95 | 西岸寺様 | 565 阿弥陀寺様 | 814 地蔵院様 | | 17 | 普門院様 | 18 | 乘福寺様 | 299 | 永昌寺様 |
| 120 | 極楽寺様 | 605 寂照庵様 | 817 日照寺様 | | 27 | 蘭庭院様 | 22 | 洞正寺様 | 304 | 永昌寺様 |
| 155 | 福岡県 | 福井県 | 福島県 | | 43 | 夢宅寺様 | 26 | 源泉寺様 | 338 | 東仙寺様 |
| 5 | 妙徳寺様 | 27 龍澤寺様 | 10 佛母寺様 | | 66 | 大慈寺様 | 30 | 嶺本寺様 | 359 | 石雲寺様 |
| 28 | 桂木寺様 | 68 金剛院様 | 14 円通寺様 | | 69 | 常現寺様 | 31 | 龍門寺様 | 395 | 向岳寺様 |
| 103 | 天聖寺様 | 69 龍門寺様 | 17 慈徳寺様 | | 74 | 浮木寺様 | 36 | 自性院様 | 北海道第三 | |
| 107 | 天徳寺様 | 85 臥牛院様 | 19 常円寺様 | | 79 | 法光寺様 | 68 | 長泉寺様 | 151 | 大澤寺様 |
| 158 | 報恩寺様 | 100 永敵寺様 | 25 安洞寺様 | | 98 | 東法寺様 | 84 | 萬福寺様 | 203 | 西来寺様 |
| 大分県 | | 218 常福寺様 | 29 長勝寺様 | | 99 | 正法寺様 | 85 | 宝門寺様 | 204 | 開法寺様 |
| 8 | 豊音寺様 | 291 福聚寺様 | 56 真福寺様 | | 101 | 聖福寺様 | 96 | 円通寺様 | 224 | 禅龍寺様 |
| 35 | 長流寺様 | 305 向宝寺様 | 75 細谷寺様 | | 105 | 東昌寺様 | 104 | 普門院様 | 330 | 天総寺様 |
| 58 | 泉福寺様 | 306 宝積寺様 | 79 西松寺様 | | 110 | 長昌寺様 | 135 | 永巖寺様 | 460 | 道貫寺様 |
| 長崎県第一 | | 石川県 | 85 松原寺様 | | 112 | 法蓮寺様 | 136 | 長谷寺様 | 463 | 祈願寺様 |
| 3 | 円昌寺様 | 17 長久寺様 | 97 三乘院様 | | 113 | 正洞院様 | 157 | 香積寺様 | 宗務所不明 | |
| 8 | 永福寺様 | 36 崇禅寺様 | 99 茂林寺様 | | | | 162 | 祥雲寺様 | 安永寺様 | |
| 43 | 東光寺様 | 87 海月寺様 | 101 成林寺様 | | | | | | | |
| 46 | 洞禅寺様 | 105 昌樹寺様 | 106 興隆寺様 | | | | | | | |
| 78 | 宝泉寺様 | 112 本光寺様 | 111 普光寺様 | | | | | | | |
| 84 | 廬山寺様 | 富山県 | 119 長泉寺様 | | | | | | | |
| 144 | 護国寺様 | 26 徳城寺様 | 139 徳成寺様 | | | | | | | |
| 長崎県第三 | | 54 大淵寺様 | 162 昌建寺様 | | | | | | | |
| 101 | 南明寺様 | 83 永久寺様 | 167 澄江寺様 | | | | | | | |
| 佐賀県 | | 146 明禅寺様 | 214 満円寺様 | | | | | | | |
| 18 | 久善院様 | 新潟県第一 | 226 常隆寺様 | | | | | | | |
| 27 | 長泉寺様 | 311 大慈寺様 | 230 常安寺様 | | | | | | | |
| 98 | 秀岩寺様 | 343 大慈眼寺様 | 246 長徳寺様 | | | | | | | |
| 103 | 浄円寺様 | 357 永明寺様 | 263 慶徳寺様 | | | | | | | |
| 143 | 東楽寺様 | 362 長禅寺様 | 298 長谷寺様 | | | | | | | |
| 161 | 長得寺様 | 368 正通寺様 | 403 大徳寺様 | | | | | | | |
| 164 | 太洋寺様 | 373 常福寺様 | 449 松庵寺様 | | | | | | | |
| 175 | 心月寺様 | 382 光照寺様 | 462 松前有寺様 | | | | | | | |
| | | 383 瑞泉寺様 | 481 大有寺様 | | | | | | | |
| | | 389 雲居寺様 | 宮城県 | | | | | | | |
| | | 412 甌洞庵様 | 1 昌伝庵様 | | | | | | | |





平成20年3月～平成20年5月

東京都

- 3 俊朝寺様
- 18 大泉寺様
- 42 慈眼寺様
- 50 黄梅院様
- 79 保善寺様
- 81 長光寺様
- 102 福寿院様
- 105 鳳林寺様
- 106 観泉寺様
- 110 松昌寺様
- 111 泉龍寺様
- 119 泉龍寺様
- 160 喜運寺様
- 201 天龍寺様
- 235 金光寺様
- 240 大雲寺様
- 294 観栖寺様
- 386 龍昌寺様
- 389 立川寺様
- 406 全昌院様
- 神奈川県第一**
- 264 慶林寺様
- 268 米倉寺様
- 310 種徳寺様
- 329 寿昌寺様
- 331 大長院様
- 334 潮音寺様
- 350 宗久寺様
- 神奈川県第二**
- 2 西有寺様
- 75 徳善寺様
- 81 貞昌院様
- 83 正翁寺様
- 93 曹源寺様
- 96 本瑞寺様
- 120 善乗谷寺様
- 131 乘福寺様
- 158 龍泉寺様
- 383 観音寺様
- 394 長尾寺様
- 中野東禅様
- 埼玉県第一**
- 15 观音寺様
- 16 慈眼寺様
- 37 妙厳寺様
- 75 長松寺様
- 97 福厳寺様
- 106 光厳寺様
- 116 梅田寺様
- 133 清鏡寺様
- 394 香鏡寺様
- 420 東雲寺様
- 426 昌楽寺様
- 436 陽雲寺様

埼玉県第二

- 207 蓮光寺様
- 209 法城寺様
- 212 大田寺様
- 219 長仙寺様
- 238 松林寺様
- 254 見光寺様
- 271 龍泉寺様
- 302 長栄寺様
- 331 曹源寺様
- 355 金泉寺様
- 368 東昌寺様
- 460 天正寺様
- 496 長福寺様
- 556 鳳林寺様
- 群馬県**
- 77 竜門寺様
- 83 常善寺様
- 85 東善寺様
- 163 鳳仙寺様
- 171 久昌寺様
- 194 善宗寺様
- 231 泉福寺様
- 279 生寿寺様
- 308 仁叟寺様
- 309 永福寺様
- 338 龍松寺様
- 栃木県**
- 26 宝光寺様
- 43 東光寺様
- 46 龍昌院様
- 51 豊西寺様
- 66 芳全寺様
- 92 泉溪寺様
- 119 宗源寺様
- 茨城県**
- 1 祇園寺様
- 39 常安寺様
- 47 玖台寺様
- 49 東漸寺様
- 50 鏡徳寺様
- 76 雲集寺様
- 158 妙西寺様
- 160 定林寺様
- 166 東光寺様
- 197 長龍寺様
- 千葉県**
- 7 満蔵寺様
- 8 重俊院様
- 21 観音寺様
- 22 廣壽寺様
- 27 新井寺様
- 45 大洞院様
- 59 宗徳寺様
- 60 東伝院様
- 90 等覚寺様

- 95 寶應寺様
- 119 森巖寺様
- 155 東漸寺様
- 164 長久寺様
- 165 広金院様
- 191 法庵寺様
- 194 中滝寺様
- 210 延命寺様
- 243 最勝福寺様
- 渡部鋭幸様
- 山梨県**
- 51 保泉寺様
- 73 法林寺様
- 281 長生寺様
- 288 法雲寺様
- 361 慈眼寺様
- 507 満福寺様
- 557 萬休院様
- 558 安福寺様
- 静岡県第一**
- 9 然正院様
- 11 長栄寺様
- 61 長光寺様
- 75 東雲寺様
- 77 龍泉寺様
- 83 洞福寺様
- 180 秀源寺様
- 196 福寿院様
- 208 延命寺様
- 391 十輪寺様
- 394 萬松院様
- 398 常昌院様
- 459 洞雲寺様
- 495 普門院様
- 静岡県第二**
- 228 耕月寺様
- 240 医王寺様
- 282 竜泉寺様
- 319 源光院様
- 328 林泉院様
- 331 大江院様
- 339 龍豊院様
- 355 楞澤寺様
- 360 大安寺様
- 362 福泉寺様
- 363 観音寺様
- 368 曹洞院様
- 370 保春寺様
- 静岡県第三**
- 584 長興寺様
- 608 養勝寺様
- 678 宗心寺様
- 791 春林院様
- 831 正安寺様
- 833 安興寺様
- 988 福王寺様
- 1225 光明寺様
- 1249 明光寺様
- 1261 高林寺様
- 静岡県第四**
- 1017 龍泉寺様
- 1061 保福寺様
- 1065 高林寺様
- 1177 礼雲寺様
- 静岡県**
- 東京寺様
- 愛知県第一**
- 15 大光院様
- 17 光明院様
- 18 大運寺様
- 25 禅芳寺様

- 34 傳昌寺様
- 75 松音寺様
- 82 成福寺様
- 91 法持寺様
- 96 全隆院様
- 97 洗成院様
- 101 成福寺様
- 111 龍興寺様
- 112 龍興寺様
- 125 清閑寺様
- 131 天年寺様
- 133 瑞泉寺様
- 142 龍泉寺様
- 144 龍白毫寺様
- 148 法泉寺様
- 149 正覚寺様
- 156 地藏寺様
- 170 宝生寺様
- 173 神蔵寺様
- 215 長林寺様
- 229 宝泉寺様
- 262 円昌寺様
- 274 久保寺様
- 275 泉徳寺様
- 293 康勝寺様
- 313 長松寺様
- 336 弥勒寺様
- 340 興禅寺様
- 342 常楽寺様
- 354 廣濟寺様
- 605 天徳寺様
- 606 向陽寺様
- 615 洞牧院様
- 622 竜院様
- 628 霊岩寺様
- 629 神龍寺様
- 635 永澤寺様
- 644 増福寺様
- 657 昌全寺様
- 677 祐源寺様
- 824 東昌寺様
- 1039 梅雲寺様
- 1071 観音寺様
- 1092 地藏寺様
- 1100 観音寺様
- 1119 松月寺様
- 1144 透玄寺様
- 1169 観音寺様
- 愛知県第二**
- 684 花井寺様
- 722 妙劉寺様
- 812 龍拈寺様
- 819 江福院様
- 827 西福院様
- 841 育清院様
- 853 長伝寺様
- 854 全福寺様
- 893 法蔵寺様
- 920 見海寺様
- 927 春興院様
- 972 桂昌院様
- 愛知県第三**
- 396 龍雲院様
- 431 報恩寺様
- 438 吉祥寺様
- 498 神後院様
- 557 楞嚴寺様
- 562 慈光院様
- 577 洞隣寺様
- 岐阜県**
- 15 東林寺様

- 28 観音寺様
- 99 霊泉寺様
- 115 開元院様
- 127 増福寺様
- 133 福寿院様
- 148 福頂寺様
- 153 宗久寺様
- 162 清楽寺様
- 167 正宗寺様
- 188 洞泉寺様
- 189 久昌寺様
- 194 慈眼寺様
- 217 宝覚寺様
- 218 本覚寺様
- 三重県第一**
- 24 一心院様
- 31 永源寺様
- 37 四天王寺様
- 38 傳法寺様
- 40 宝泉寺様
- 42 見性寺様
- 48 種徳軒様
- 59 長楽寺様
- 70 普門寺様
- 114 海禅寺様
- 128 妙光寺様
- 183 光徳寺様
- 225 玉泉院様
- 246 宝泉院様
- 269 大蓮寺様
- 276 地藏院様
- 350 安楽寺様
- 364 観音寺様
- 三重県第二**
- 392 大義院様
- 402 阿弥陀寺様
- 滋賀県**
- 38 仲明寺様
- 60 大雲寺様
- 72 青岸寺様
- 171 報恩寺様
- 京都府**
- 4 無学寺様
- 44 東禅院様
- 73 春現寺様
- 230 東林寺様
- 236 善光寺様
- 355 龍猷寺様
- 367 福昌寺様
- 371 太慶寺様
- 382 龍雲寺様
- 386 徳運寺様
- 389 万福寺様
- 大阪府**
- 10 梅旧院様
- 14 慈光寺様
- 26 天徳寺様
- 33 龍海寺様
- 39 霊松寺様
- 40 伊勢寺様
- 56 南昌寺様
- 69 永興寺様
- 78 桂林寺様
- 86 慈眼寺様
- 88 正俊寺様
- 100 南詢寺様
- 103 月泉寺様
- 121 禅徳寺様
- 131 雪草庵様
- 奈良県**
- 5 興大寺様

- 25 宝泉寺様
- 26 蔵心寺様
- 和歌山県**
- 1 羅漢寺様
- 兵庫県第一**
- 2 満福寺様
- 26 荒村寺様
- 30 岡本寺様
- 287 向栄寺様
- 302 月照寺様
- 322 昌福寺様
- 328 善福寺様
- 338 勝竜寺様
- 340 永春寺様
- 375 金剛寺様
- 393 安養寺様
- 399 医王寺様
- 408 妙泉寺様
- 兵庫県第二**
- 134 谷松寺様
- 145 長源寺様
- 146 大膳寺様
- 167 善福寺様
- 204 霊山寺様
- 224 善勝寺様
- 228 豊楽寺様
- 289 長松寺様
- 岡山県**
- 5 景福寺様
- 86 源樹寺様
- 130 蓮渡寺様
- 131 幻渡寺様
- 177 夕住寺様
- 広島県**
- 1 国泰寺様
- 3 養徳院様
- 8 聖光寺様
- 16 洞門寺様
- 17 存光寺様
- 22 光禅寺様
- 34 吉祥寺様
- 40 東方寺様
- 46 雙照院様
- 63 長福寺様
- 64 見性寺様
- 67 西金寺様
- 86 西福寺様
- 93 賢忠寺様
- 96 長松寺様
- 175 雲龍寺様
- 178 慶雲寺様
- 山口県**
- 22 皇徳寺様
- 25 弘濟寺様
- 86 興元寺様
- 89 福田寺様
- 102 保福寺様
- 109 大楽寺様
- 111 溪月院様
- 138 善福寺様
- 145 久屋寺様
- 158 泉福寺様
- 190 亨徳寺様
- 213 高林寺様
- 214 笑山寺様
- 223 東光寺様
- 鳥取県**
- 1 興雲寺様
- 9 龍徳寺様
- 30 長通寺様
- 42 金龍寺様



三重県 曹洞宗青年会

活動紹介

発 足…昭和四十年
 会 長…武内秀道
 副 会 長…宮澤匡俊・松田徹英
 配島宏明・武内亮道
 西脇章弘
 事務局長…藤原伸彦
 会 計…廣 晃志
 会 員…五十六名



涅槃会と声明研修

一、概要

三重県曹洞宗青年会は四十三年前に、当時若き青年僧達の正法を宣揚し、禅を挙揚する熱き想いによって発足。以来二十歳代から四十五歳までの宗侶を正会員として構成されています。

年間の行事は緑陰禅のつどい、伝道車布教、三仏忌を中心とした月例研修会、また色々多彩な教化を目的に活動し会員または地域の方गतとの親睦など「会員相互の情誼を厚くし自己の研鑽に励むこ



第31回東海管区曹洞宗青年会大会にて

と」をスローガンに、ありがたくも諸先輩方が培った功績と燃え上がる熱き心の輪を携え活動していきます。

二、活動

○緑陰禅のつどい(毎年七月開催)
 緑陰禅のつどいは当会発足と同時に始まり今年で四十三回目を迎えます。昨年度の参加者は大人二十五名・子ども十一名、若く少なめな人数ですが、その分落ち着いた雰囲気の中で充実した二日間となりました。開催期間中、各法



「第42回緑陰禅のつどい」にて

要・坐禅・講話に今回梅花流詠讃歌を採り入れた所、初めての事で興味をもたれた方も多く、概ね好評でありました。多少坐禅との兼ね合いで難しいところもありますが、いろいろと試行錯誤しながら、宗門の教えの一つとして、本年度も梅花を取り入れての開催を考えています。

○伝道車布教

当青年会は伝道車と呼ばれる専用の車を所有しております。この車は青年会の足として参禅会やボランティア等、色々な活動に使用しております。特に三重県第一宗務所・三重県布教師会と三者合同で開催されます、伝道車布教月間(五月～七月)には県内各地へ伝道車にて巡回し、法話と映画の会を開催しています。この活動は三十年以上続く当会の主要行事です。

○月例研修会

三仏忌法要を基本に法式・声明等の研修会、お茶や習字の習い事や、親睦を兼ねたお花見やスポーツ大会等を開催しています。本年度は、声明に力を入れた研修会を

三、その他の活動

○IT事業部

当会四十周年記念事業の一環として平成十六年よりHPを開設。内容は青年会の活動報告・会員個々の活動紹介・掲示板での会員による一言法話や寺院紹介等です。また、本年度より新規事業として三重県曹洞宗青年会による寺院検索サイト「曹洞の輪」が開始しました。一度ご覧下さい。
 HPアドレス
<http://zen.kiraweb.com/>

○和太鼓「鼓司」

昨年の第三十一回東海管区大会(三重開催)を期に新しい青年会の活動として立ち上げました。鼓司は、大会を開催するにあたり、何か自分達で出来ないか、という思いからスタートしました。津市在住の和太鼓奏者 服部博之先生

に総合プロデュースをいただき、ひたすら練習して、何とか大会までに形を作ることが出来ました。演奏自体は未熟ではありましたが、その懸命な姿に会場の皆さまもご共感いただき、会員一同感激しました。その後も、青年会の大衆教化活動の一環として県内各地で演奏させていただいています。現メンバーは十一名、毎週一回津市の四天王寺様をお借りして若い二十代の会員から四十五歳まで汗を流しています。今後もさらに活動の場を広げ、和太鼓の演奏を通じてさまざまな人達と出会い、色々な思いを共有し、多くの方々と交流していきたいと考えています。現役僧侶が打ち鳴らす和太鼓の音や、その情熱に興味をも持っていただけるように今後も精進してまいります。



以上、三重県曹洞宗青年会の活動を簡単にご報告いたしました。四十四年間の歴史の中で昔から変わらぬ開催される事業、新しく始まった事業、共に三重県曹洞宗青年会会員の熱い想いによって起こされた活動です。しっかりと取り組み、青年僧侶の限らない可能性を追求していきたいと存じます。

第24回 曹洞宗北海道青年会 帯広大会開催報告



六月十二日〜十三日にかけて、第二十四回曹洞宗北海道青年会帯広大会が開催されました。

北海道青年会は三つの宗務所青年会から構成されています。大会は隔年で開催し、三宗務所青年会の持ち回りで、全道各地で開催されます。大会は、地域の特色を生かしながらの盛大な大会となります。南北に約六〇〇キロにわたる広大な北海道での開催は参加するにも時間の制約もあります。そのため、飛行機をチャーターして帯広まで来られた青年会もあるほどです。今回の開催地は、日本の穀物・酪農の大生産地、十勝平野のど真ん中・帯広市での開催となりました。大会には、来賓として横山信雄管区長老師はじめ、地元教区長、宗務所役職員、全曹青から芳村元悟会長、久間泰弘副会長、長井峰宗副会長もご出席され大会を盛り上げていただきました。

この大会を開催するにあたりご指導、ご後援いただきました諸老師、関係者各位の皆さまには厚く御礼を申し上げます。

大会は、曹北青会長橋本真英師の導師により開会式典が挙行され、来賓祝辞をいただき帯広大会は始まって行きました。総会司会によるオリエンテーション終了後、参加者一同で記念撮影が行われました。

次に、平成二十年度定期総会が

開催され、報告事項・議案が審議されて、万事承認していただき、総会は閉会いたしました。

引き続き、大会日程は順調に進み、記念講演では、「いのち楽しむ」と題して、特別講師向井亜紀さんによる講演が一時半にわたり行われました。



特別講師 向井亜紀さん

内容は、病気を克服した自らの体験談の中で、発病から退院までの出来事を話していただきました。

☆病気の克服のポイント☆は、①早期発見②気持ちの持ち方が大事など、特に気持ちの持ち方は大事で、「人間には大きな頭が与えられたので、頭を使ってどう生きるかを導き出すのが重要で、それは人間だけにできる能力である」と講演会参加者と会話をしながらユーモアにあふれた講演をしていただきました。

講演会后、懇親会が盛会に開催され、地元の青年会の趣向をこらしたアトラクションなどにより、印象深い宴となりました。

最後に、次期開催宗務所青年会一同がステージに上がり、次期開催地の紹介をして万歳三唱にて二年後の再会を誓いました。

今大会は、講演会に一般のお客様さんも参加していただき、青年会会員と共に大会も盛り上げていただきました。記念大会というのは、種々様々の形態があると思います。今回は、基調講演をメインに掲げ、懇親会にて親睦を図るという企画の元に開催をいたしました。

曹北青会員の一人一人の熱き絆により無事圆满成功させていただきました、心より感謝を申し上げます。

曹洞宗北海道青年会事務局

松樹 恒史 九拜

大会スケジュール 於 帯広市北海道ホテル

| | | |
|-----|-------|------------------------------|
| 1日目 | 13:00 | 受付開始 |
| | 14:00 | 開会式典 |
| | 15:00 | 定期総会 |
| | 16:00 | 記念講演「いのち楽しむ」 特別講師 向井 亜紀 氏 |
| | 18:00 | 懇親会 |
| 2日目 | 7:00 | 小食 小食罷解散 |

委員会紹介

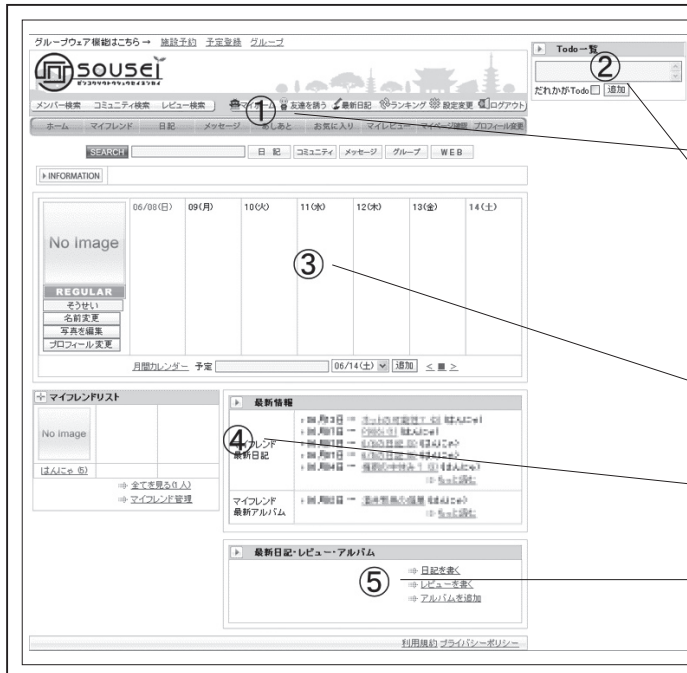
I T 委 員 会

IT委員会では、全曹青ホームページ「般若」のMENU内に、SNSを開設しました。

SNSとは「ソーシャル・ネットワーク・サービス」の略で、人と人をつなぐことを目的にしています。そのために、さまざまな仕組みが用意されており、SNSを使って新しい友人を作ることでもできます。必ずしもネットの世界だけの

つながりを求めるのではなく、現実社会での友人との交流を補完するツールとしてうまく活用している人も少なくありません。

一人では実現不可能な事柄を、ネットワークツールを使って行うことは、できないか？ そんな思いから生まれたのが、全曹青SNSです。



全曹青SNSのTOP画面

- ①日記やメッセージといった、基本操作のパネルです。
- ②ToDo機能。予定管理等を書き込む欄です。表示範囲を指定することができ、マイフレンドが、あなたの代わりに仕事をしてくれるかもしれません。
- ③スケジュール管理。プライベートな予定は、他人から見えないように指定することもできます。
- ④マイフレンドリストと、新着日記一覧。登録されているご友人とその方の日記の一覧です。
- ⑤レビュー、アルバム機能。レビュー（書籍や、DVDなどの感想）を紹介したり、オリジナルの画像集を作ったりできます。

各 委 員 コ メ ン ト



委員長・吉澤光雲
(曹洞宗長野県第一青年会)
今のうちでできること
今だからできること
今しかできないこと
keep it real



副委員長・福岡一哉
(曹洞宗山梨県曹青会)
「成功する為の秘訣は明確なビジョンと行動である」皆さまのビジョン形成の一助となる情報を発信できる様、精進していく所存です。



副委員長・高木一晃
(四国地区曹洞宗青年会)
ITを通じて全国の会員の情報を共有し、その『絆』を深めたい。



庶務・平岡憲道
(曹洞宗広島県青年会)
今期、IT委員を拝命いたしました。IT委員だけでなく、全曹青内のコミュニケーションを円滑に図れるようシステムを検討中です。



会計・倉島隆行
(三重県曹洞宗青年会)
近年の犯罪は根本的な人間の理性や感情が失われているように感じる。ITを活用し、我々に出来る事は無いのか？…模索中



委員・一山智道
(宮崎県曹洞宗青年会)
今期、IT委員会に参加させていただき、色々と学ばせていただいています。枠のない広い繋がりの中で、いかにして伝えたいことを、正確に、迅速に、わかりやすく、することの難しさを考えています。



委員・岡本真宰
(曹洞宗長野県第一青年会)
このご縁を大切に、諸先輩宗師のご指導をおおぎ、各委員会と協力しながら、精進してまいります。



SNS
初心者
そうせい君

使ってみよう! 全曹青SNS



SNS
ユーザー
はんにゃ君



全曹青のホームページ「般若」を拝見していますが、SNSの機能が加わりましたが、SNSとはどのようなことができるのですか。



SNSというのは、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスの事です。有名なサイトでは、mixi（ミクシー）がありますね。

現在、全曹青SNSには、日記・画像アルバム機能をはじめ、メッセージ送信、マイレビュー、スケジュール管理、コミュニティ機能、ToDo機能といった多彩な機能が実装されています。



mixiは聞いたことがあります。日記のイメージがありますが、全曹青SNSはいろいろな機能があり、面白そうですね。ぜひ、使ってみたいのですが、どのようにすればよいのですか。



全曹青SNSは、紹介登録制のSNSです。招待なしでの新規登録は行えない仕組みになっています。

既に招待メールをもらっている場合は、メールの文中にある登録用のURLをクリックするか、そのURLをアドレス欄に貼り付けて「Enter (Return) キー」を押して登録作業をおこないます。

まだ招待メールをもらっていない方は、既に全曹青SNSに参加しているお知り合いの方から招待メールを送ってもらうまでお待ちいただくことになります。

今回は私からそうせいさんに紹介メールを送りますので、手順に従って登録してください。無料ですし。



紹介メールが来ましたので、「■全国曹洞宗青年会SNSに参加する」のURLをクリックし、全曹青SNSの登録画面になりました。

利用規約を読み、「同意して登録手続きへ」をクリックしてプロフィールを入力し、「登録」をクリックすると簡単に登録完了できました。



はい。登録できましたね。では、実際にログインしてみましょう。

「般若」本サイトの左側にあるMENUに「SNS」というタブをクリックしてください。緑色のログイン画面が表示されましたか？

上段のE-mailに自分の登録したメールアドレスを、下段のPASSWORDに自分で登録したパスワードを入力します。ログインボタンを押せば完了です。



ログインできました。それでは、このSNSをどのように活用すればいいのですか。



正常にログインすると、前頁のような画面が見えるはずですよ。

まずは、お友達の日記を読んでみては、どうでしょう？

一週間後



早速、はんにゃさんの日記を拝見して、コメントを書いてみました。そうしたら、はんにゃさんのマイフレンドの〇〇さんから、コミュニティに参加しないか？というメールがきたんですよ。

コミュニティってなんですか？



コミュニティというのは、共通の趣味や、お住まいの地域など、共通点をお持ちの方がたの集まりのことです。

コミュニティ内での、情報の共有や、掲示板の利用ができるようになります。

そういえば、災害情報の共有とか防災・減災の情報交換についてコメントされていましたね？



そうなんですよ。

いつ災害が起こるか解りませんからねえ。インターネット上でどんなことができるのか、色々話し合っているんです。



だいぶSNSの使い方にも慣れてきましたねえ。



自分の書いた日記に誰かがコメントをつけてくれる、これだけでも、とても面白いですものね。



もう、一人前ですね。(笑)

そろそろ、どなたか、お友達を紹介してみてもどうですか？



いいですねえ！

早速、紹介メールを送ってみます。



いきなり送られてくると、迷惑メールと間違われることもありますから、事前にお話しておきましょうね。

※紙幅の都合上、全ての機能の紹介をすることはできませんでしたが、ぜひ一回使ってみていただいて、まずはSNSを楽しんでみてください。

※全曹青SNSコミュニティ「初心者講座」を参考にさせていただきました。

「見よ被害民は遂に憤怒せり、最後の
大破裂は遂に來れり。聴け、明治三十三年
二月十二日の夕べ、群馬県邑楽郡渡
良瀬村早川田なる、鉦毒事務所雲龍寺
の梵鐘は、殷々として晩冬の荒原に咽
びぬ」（荒畑寒村『谷中村滅亡史』）

明治時代、足尾銅山（栃木県上都賀
郡足尾町）から排出される鉦毒によつ
て、渡良瀬川流域の漁民・農民を中心
とする沿岸住民に甚大な被害を与えた
足尾銅山鉦毒事件があった。

その実態を多くの国民に知らしめた
のは同県選出の衆議院議員田中正造
（一八四一—一九一三）である。冒頭
の引用は、彼の依頼を請けた荒畑寒村
（一八七二—一九八二）が一九〇七年、
二十歳のときに書き上げたルポルター
ージュの一節である。ここに「鉦毒事務
所」として記されている雲龍寺（群馬
県館林市下早川田町）の当時の住職が、
黒崎禪翁（大信禪翁大和尚／一八七〇
—一九四三）である。

黒崎禪翁は上野国邑楽郡当郷村（現
在の群馬県館林市当郷町）に石島家
の次男として生まれた。十八歳のと
き、雲龍寺二十五世黒崎道衷（？—
一八九九）に就いて得度、のちに道衷
の養子となる。六年後の一八九四年、
道衷が病氣を理由に雲龍寺住職を退任
するとともに、禪翁が二十六世住職に
就任する。

その四年前、一八九〇年七月の第一
回衆議院議員総選挙で衆議院議員に当
選していた田中正造は、翌一八九一年
十二月の第二回帝國議會において「足
尾銅山鉦毒の儀につき質問書」を提出
し、演説を行った。一八八八年から銅
山の大増産を開始していた足尾銅山から
流れ出したヒ素やカドミウムが原因で川

魚が激減し、流域の田畑作物が枯死し
はじめていたことを告発するためだつ
た。しかし、この質問に対する農商務
大臣陸奥宗光（一八四四—一九〇七）の
答弁書は「……被害あるは事実なれど
も、被害の原因確実ならず」という趣
旨のものであった（『谷中村滅亡史』）。

を行うという形式で行われた。これは
「押出し」といわれ、参加者は鐘の音
を合図に雲龍寺へ集まったようである。
なかでも特筆すべきは、一九〇〇年
三月の二千五百人（のちに一万二千
人）規模による第四回「押出し」であ
る。雲龍寺を出発した民衆が、利根川
北岸の川俣（群馬県邑楽郡明和
町川俣）で待ち構えてい
た三百人を超える



黒崎禪翁が同意し
た理由については、檀信
徒でもある地元有力者小林慎
七郎（一八三〇—一九〇一）に懇願
されたからと語っている記録がある
（布川了『雲龍寺と鉦毒事件』）。

これ以降、雲龍寺を拠点として、渡
良瀬川流域の鉦毒被害民たちは足尾銅
山の鉦毒停止を政府に請願するように
なる。その請願は、被害民が大挙して
東京へ出向き、政府当局者と直接交渉

を次のように描いている。
「人間の死はその死によつて万人を
生かすところに真の意義があります。
諸君もこれが最後の運動であるから、
三十万人を生かす為には決死の覚悟でお
やりなさい。半途で挫折することなく、
いったん出発したからには汽車が軌道
のうねを突進するような勢いで、途中
にどんな障碍があつてもこれを取り
越えて驕地にすみなさい」

この川俣事件では、主だった数十
人が兇徒聚衆（嘯集）罪——現行
刑法でいう騒擾罪で検挙・起訴され
た。黒崎禪翁もその一人だったことが、
「……被害民地四県下には沢山のお坊
さま達もあるが、事件を憂ふるは黒崎
氏一人であろう。いわゆる兇徒嘯集事
件というものが出来て氏もその嫌疑
の一人と成り、前橋監察に永らく呻吟
して居たが無罪とならずして控訴院に
移つてから鍛冶橋に一ヶ月も居て、よ
うやく保釈を許されたが丁度一ヶ年牢
屋住居をして居たのだ」（伊東方己『雲
龍寺の由来』中の引用文）という記録
から知ることができる。

第四回「押出し」が事実上失敗に終
わるものの、その翌年に衆議院議員を
辞職した田中正造が明治天皇に直訴す
るにおよび、足尾鉦毒問題が国民に広
く知られることとなった。しかし、政
府の思惑もあつて、しだいに足尾銅山
による鉦毒問題は渡良瀬川の治水問題
へと変質していくとともに、正造の活
動拠点も雲龍寺から谷中村へと移つて
いった。
「足尾銅山鉦毒停止請願事務所」の
設立から十一年目の一九〇七年、黒崎
禪翁は雲龍寺の住職を辞任すべく、退
院届を檀信徒総代に提出した。その理

由について、雲龍寺三十一世伊東方己
住職は「明らかでない」としながらも、
禪翁が毎晩の集会のためにお金を使つ
たり、寺のものや土地を売つたりした
という古老の話を聞いている（前同）。

雲龍寺住職を辞任して還俗した禪翁
は、新潟県への転居を経て、一九四三
年四月十五日に現在の東京都世田谷区
三軒茶屋にて示寂する。
生まれ育つた土地の人びとが「社会
的不正義」によつて辛酸を嘗めている
状況を目の当たりにした黒崎禪翁は、
僧侶としての人生を賭して、正面から
〈世間〉〈社会〉と向き合つていったの
だった。享年七十三、遺骨は雲龍寺に
懇ろに祀られている。（敬称略）

※本稿執筆にあつたのは、雲龍寺住職
伊東方己様に多大なご協力をいただき
ました。ここに深く御礼申し上げます。

文・大室 英暁（おおむろ えいぎょう）
一九七三（昭和四八）年、福島県生まれ。
本誌委託編集委員。福島県普光寺徒弟。
画・山田 剛弥（やまた たかひろ）



仏教讃歌女声コーラス 「マーヤの会」

三重県 大蓮寺寺族 太田 紀子

私は、大学時代に教育学部音楽科で声楽を専攻し、縁あって寺の住職と結婚してからは、寺の仕事を手伝いながら三人の子どもを育て、地域の子どもにピアノを教えるという生活をしていました。やがて、三人の子どももそれぞれに独立し、夫も長年勤めた高校教師を退職し住職専門になると、私も、もう一歩踏み出したいという気持ちが沸々とわいてきました。

私の夫とその父（先代住職）は、かつて駒澤大学の児童教育部に所属し、そのため寺には仏教讃歌の楽譜やテープがありました。譜読みをしていると、その美しいメロディーや心にしみる歌詞に、涙で楽譜が読めなくなることも度々ありました。「こんな素晴らしい歌をもっと世の中に出さねば」と使命感すら感じていました。「そうだ、寺族さんの合唱団を作ろう」と一念発起し、2005年の夏に「マーヤの会」を立ち上げました。宗歌をはじめ、開教偈・三婦依文・散華莊嚴の歌・修証儀の歌・四弘誓願などの曲を練習しました。それぞれに忙しい会員のスケジュールをあわせて練習日を確保するのは、たいへんでしたが皆がんばりました。その甲斐あってか、宗務所の方がたにも喜んでいただき、県の梅花大会や檀信徒研修会などに出演させてもらい、私もこれで軌道に乗ったと満足しておりました。

そんなある日、私が自宅でピアノの前で仏教讃歌の中の一曲「みほとけは」を歌っていると、後ろで聴いていた友人がしくしく泣き出しました。その人は生まれて間もないお孫さんを病気で亡くしたばかりでした。そして「先生、その歌をテープに入れて下さい。毎日聴いていたいのです」と言われたのです。この言葉を聞いて私にあるアイデアが浮かびました。「CDを作ってもっと広く一般の人に仏教の歌を聴いてもらおう」と。2007年8月にCDが完成し、発売を始めました。これは、「マーヤの会」にとって大きなステップとなりました。お寺の関係者の間で、一ヶ月間で900枚以上売れ、新聞やラジオにも取り上げられました。今年の2月には、仏教企画社の『曹洞禅グラフ』春号に大きく載せていただき、全国から注文や励ましのお言葉のファックスが入り、売り上げは1400枚を超えました。特に若いお坊さんからのメッセージには「これからのお寺は、もっとこういうものを取り入れていかなくてはと思っていた」という内容のものも多く、私達を応援してくれるお坊さんが全国にこんなにいらっしゃるのだと思うと本当にうれしいことでした。『曹洞禅グラフ』の御縁で山形県のお寺様から10月の法要への演奏依頼のお話までいただきました。

そして、この5月には、CDが結んでくれた仏縁は更なる広がりを見せました。新聞の記事を見てCDを購入して下さった浄土真宗高田派の本山（三重県津市）仏教讃歌コーラスの方が、「仏教讃歌のつどい」というイベントに私を招待してくれました。そのイベントで紹介してもらったコーラス指導者のソプラノ歌手の方と80歳くらいの老婦人の方（浄土真宗の僧侶、浄土真宗では寺の奥さんも僧侶の資格が取れる）との出会いは、私に新たな世界を開かせてくれました。そのお二人は、

コーラスの団員を率いて昨年の夏、ドイツのデュッセルドルフの恵光寺とヤコブ教会で仏教讃歌を歌ってきたとのこと。ドイツに26年間暮らしていたというその指導者の方は「宗教や民族や国境を越えて交流することが本当の平和なのです」と教えてくれました。実は私は12年前から、「三重バッハ合唱団」に入ってカンタータや受難曲を歌っています。バッハの音楽に惹かれて入ったのですが、そこで因らなくもキリスト教と向き合うことになりました。寺族という立場で知るキリスト教は興味の尽きない対象となりました。その教会で仏教讃歌を歌えるとは、何と素晴らしい夢でしょうか！

また、その老婦人はスリランカに幼稚園を創られたとのこと。来年そのスリランカの方がみえて交流会をする計画なので「その時は『マーヤの会』さんにもお声をおかけしますよ」とおっしゃいました。私は、とっさにつまらないことを訊いてしまいました「宗派が違っていいのですか？」と。するとその老婦人はニコニコして「太田さん、宗派なんて関係ないですよ」と答えられました。私は、この老婦人の優しく控えめでありながら威厳と自信に満ちたお顔が忘れられません。私が、今まで出会った曹洞宗の寺族さんに、こんな雰囲気の人はい人いません。何が違うのでしょうか。

私は、この出会いで二つのことを学び、感じました。一つは音楽には仏教とキリスト教という正反対とも言える宗教の橋渡しをする力があるということ。もう一つは、今の曹洞宗寺族の置かれている立場は心細く情けないものだけど、真つ当な立場を得れば、この老婦人のように輝く人がきっとでてくるだろうこと。寺族が輝けば寺もが輝き、ひいては宗門も輝くに違いないと思います。

若いお坊さん方にお願ひがあります。寺族さん達を寺に縛りつけないで、外に出してあげて下さい。（私の夫は、私の活動をいつも応援してくれます。時には、貴重なアドバイスをくれます。「マーヤの会」の会員の夫の住職さん達も、それぞれにいつも協力してもらっています。）寺族さんが、いろいろな活動を通じて輝けるように協力してあげてほしいのです。 合掌



満開のしだれ桜の下で、仏教賛歌を歌う「マーヤの会」
2008年3月29日

※CDご希望の方は下記問い合わせ先まで、お葉書・TEL/FAX・HP内お問い合わせメールにてご連絡下さい。

『仏教讃歌集 みほとけは』女声コーラス「マーヤの会」

全8曲収録 1枚 ¥1000

(送料別途、振込用紙を同封して郵送いたします)

《お問い合わせ》

〒519-2802 三重県度会郡大紀町崎262 大蓮寺内

「マーヤの会」事務局宛

Tel/Fax 0598-74-1044

大蓮寺HP <http://www.ma.mctv.ne.jp/~dairenji/>



念と正知

ギヤナ・ラタナ長老

瞑想の実践には、「念(サティ)」と「正知(サンパジャンニヤ)」という二つの重要な要素があります。

そのうち、念は、純粋な注意という特徴を持っており、「念の確立(サティ・パッターナ)」という方法の鍵となります。そして、念は、入門の段階から最高のゴールに至るまで、体系的な修行法に伴うものです。

正知は、正しい気づきの第二の側面ですが、私たちの生活の大部分、すなわち、行為に関係するものです。身体・言葉・心でなすあらゆる行いに対して、正知が徐々に規制力として働くようになることが、「念の確立」の修行目的の一つとなります。



一、念

念は、たとえば、五力、七覚支、八正道といった、仏教の修行に必要な要素として挙げられます。

(1) 念の特徴

① 念は、鏡のような思考です。それは、現在起きていることのみを、起きている通りに反映します。そこに認識の歪みはありません。

② 念は、判断を伴わない観察です。それは、批評なしに観察することの能力です。何も決断することもなく、判断もしません。私たちの内部に生じていることを、瞬時に把握し、ただ客観的に観察するのみです。

③ 念は、公平な注意深さです。快いものに固執せず、不快なものから逃げません。念は、全ての経験・思考・感情を等しいものと見なします。

④ 念は、概念化されない認識です。念は思考ではありません。思考を媒介としない直接的な経験です。

⑤ 念は、現時点における認識です。今現在、この瞬間に起こっていることを観察するのです。もし、あなたが、二年生のときの教師を

思い出しているなら、それは記憶です。そして、次に、もし、二年生のときの教師を思い出しているとき、気づくならば、それは念です。そして、もし、その認識過程を概念化し、「私は思い出している」と言うなら、それは思考です。

⑥ 念は、「私」という意識と関係づけられることなく生じます。「私」の「私のもの」という概念と結び付けずに全ての現象を見ます。たとえば、あなたの左足に痛みがあるとき、あなたの通常は、「私は痛い」と意識するでしょう。念を使うなら、ただ単に、その感覚を感じると気づきます。「私」という概念と結び付けることはしません。

⑦ 念は、目的を意識することのない認識です。念の状態において、結果のために努力することはありません。何も成し遂げようとはしません。

⑧ 念は、変化を認識します。物事を、変化している通り、すなわち、瞬間ごとに継続して見るのです。また、物事が私たちにどのような感情を引き起こすか、私たちが

がどのように反応するかを見ます。⑨ 念は、参加型の観察です。瞑想者は、同時に参加者でもあり観察者でもあります。ある人が、自身の感情や肉体的な感覚を観察するとき、まったく同時に、その人はそれを感じています。また、念は、客観的ではありませんが、冷たいものでも無感覚なものでもありません。人生を刮目して経験することであり、生きるプロセスに注意深く参加することなのです。



私はかたまっている。

(2) 念の基本的な働き

念には、三つの基本的な働きがあります。その三つの働きを、詳細に見てみましょう。

① 念により、現在すべきことに気づきます。瞑想中、あなたはただ一つのことを注意を払います。心が一点に定まらないとき、あなたの心が彷徨っていること、そして、あなたは現在何をすべきかに気づかせてくれるのが念です。念は、あなたの心を瞑想対象に引き戻してくれま

す。② 念により、物事をありのままに見ます。それは、知覚に何

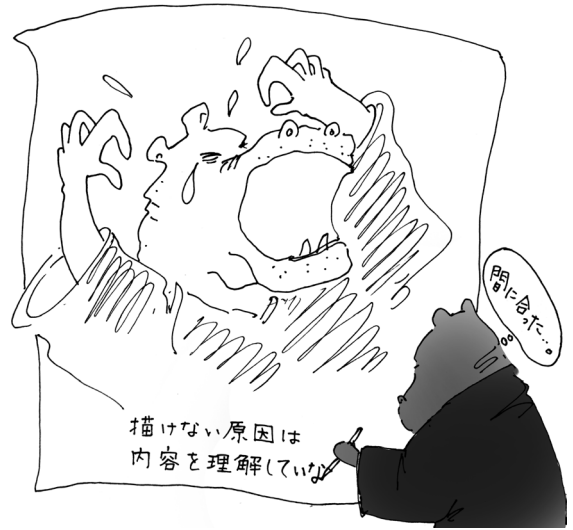
心の習慣として確立され、以後の生活の中に引継がれていきます。姿勢を正して坐っている瞑想時であつてもそうでなくても、一日中、常に出来事に対して純粋な注意を払っていることが望まれます。これは、非常に高い理想です。その理想に向かつて、瞑想者は、数年乃至数十年にも及ぶ期間、骨を折ることになるかもしれせん。思考に陥つてしまうという私たちの習慣は、長年に渡つて馴染んできたものであり、この性癖は、極めて執拗に私たちにしがみ続けます。そこからの唯一の脱出法は、念の継続力を養おうと努力し続けることです。

また、念は、気づきを払うことを止めているときに、再びそうすべきことに気づかせてくれる働きでもあります。単に、気づきがない状態であつたことに気づくことにより、念は自身を再び確立します。それは、野球のしかたを覚えるように、勘でできるようなことになることであり、複雑なことではありません。

念は、その独特な感覚を意識の中に作り出します。それは、光であり、明瞭でエネルギーに満ちた味わいを持ちます。それに比べて、意識的な思考は、苦しいものであり、重々しく、騒々しいものです。

② 念により、物事をありのままに見ます。それは、知覚に何

ものも加えることなく、何ものも差し引くこともありません。何も歪めることもありません。一方、意識的な思考は、私たちの経験に色々なことを上塗りして、概念や思考で私たちを苦しめたがるものです。そして、未来の計画、悩み、恐れ、夢想の激しい渦に、私たちを巻き込むのです。



念があるとき、あなたはそのような心のゲームを演じません。

③ 念により、あらゆる現象の本質が見られます。念によってのみ、存在の真相として説かれる三つの主要な性質（無常・苦・無我）を

知覚できます。念は、電子顕微鏡のように働きます。事実であるとされることは、通常の思考によるならば、せいぜい概念として知られるに過ぎないでしょう。しかし、念の働きの最も精細なレベルにおいては、事実を、実際に、直接見ることができ

るので、私たちは、ある知覚の束を恣意的に選び、それらを、波分断し、分離され持続する実在と

して概念化してきました。念によって、その仕方を見ます。それらについて考えるのはありません。直接見るのです。さらに、その経験を生活に統合するようにすること、念の状態を長くしていくようにすることが課題です。それらは、喜びに充ちたプロセスであり、十分努力するに値します。

二、正知

「意識の明瞭さ」すなわち、明確な理解を意味します。この語は、しばしば、念と一組になって經典中に見出すことができます。

(一) 正知の種類

正知は、以下の四種類に分けられます。

① 有益であるかそうでないかを知ること。

② 有益なものであるなら、時機と状況が適切であることを知ること。

③ どんな姿勢をとっていても、何をしても、いつも通常の瞑想の主題に意識を向けていること。

④ 身体における物質的な現象と心的な現象について明瞭で不動な知識を持ち、自分とこの世について明確に知ること（無癡の正知）。

右記四種のうちの第一は、世間のことと出世間のことの両者にとつて有益です。それは、止でも観でもありませんが、瞑想の助けとなります。一方、『清浄道論』においては、最初の二種の正知は、「常に心に生じるべき智慧」と呼ばれます。

瞑想者にとつて最も重要なものは、上記第三の日常動作における正知です。これは、眠っているときを除き、瞑想対象に対して、不断に意識が向けられているべきであることを意味します。もし、第三の正知を休むことなく生じさせようと努力するならば、第四の無癡の正知は自動的に現れます。

(二) 無癡の正知の生起

正知は、あらゆる状況、あらゆる瞬間に生じるべきです。また、次の質問が答えられるならば、無癡の正知は完成するということがで

きるでしょう。

① 誰が行くのか？ 行く者は誰か？ 行為者はいるのか？

② それは誰の（行くという）動作なのか？ 行くことを作り出す行為者はいるのか？

③ なぜ行くのか？ なぜ（行くという）動作が起こるのか？ 行くという動作の根本原因は何か？

右記の質問例は、「行く」という場合についてです。あるゆる場合に、同様に質問ができます。基礎的な実践なので、一週間でそれに気づくことができるでしょう。また、この実践は、たいへん楽しいものです。

(三) 瞑想者は明白に知ります

最初の段階で、心的なもの物質的なものの違いを十分に気づくべきであると、釈尊は明確に教えています。原因と結果に関して、瞑想者の知識はとも明らかです。たとえば、「行こうと思うこと」（原因）が「行くという行為」（結果）を生み出すことは明白です。これが、因縁の理解ということですが、正しい見方を持つためには、常に、日常動作における正知を確立し、発達させるべきです。食事中、何かをしている時、トイレに行く時等、いかなる瞬間であつても正知が保たれるべきなのです。

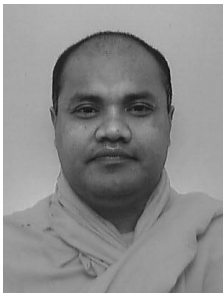
しかし、中でも、入息出息念の実践において、念と正知は、他の瞑想方法の場合よりも必要とされ、よ

り大きな努力を要します。そうであるが故に、そこから生じる効果は、より大きなものとなりえます。三、おわりに

念は、直観力を養い、保護し、また洗練します。それは、インスピレーションと行為と理性的な思考を生み出すために欠かすことのできない源泉です。

一方、正知は、活動性を高める力として機能し、心を調和のとれた発達と最終的な解脱という困難な課題をこなすための完璧な道具とします。同時に、正知は、苦しみに満ちた人達を手助けすることにおいて、無私の活動ができるよう訓練します。注意深さを必要とする無私の行為に対して、正知は優れたトレーニングとなるのです。

ギヤナ・ラタナ (Gyana Ratana) 長老



一九六八年生まれ、バンブラデシユ、チッタゴン出身。十二才で出家。チッタゴン大学英文学科、マハチユラロンコン仏教大学（タイ）に学ぶ。一九九四年来日。現在、愛知学院大学非常勤講師。博士（文学）。世界仏教青年連盟アドバイザー、マハマンタル福祉協会（バンブラディッシュ）副会長。主善に「上座仏教の瞑想実践法」（英文）がある。



第2回

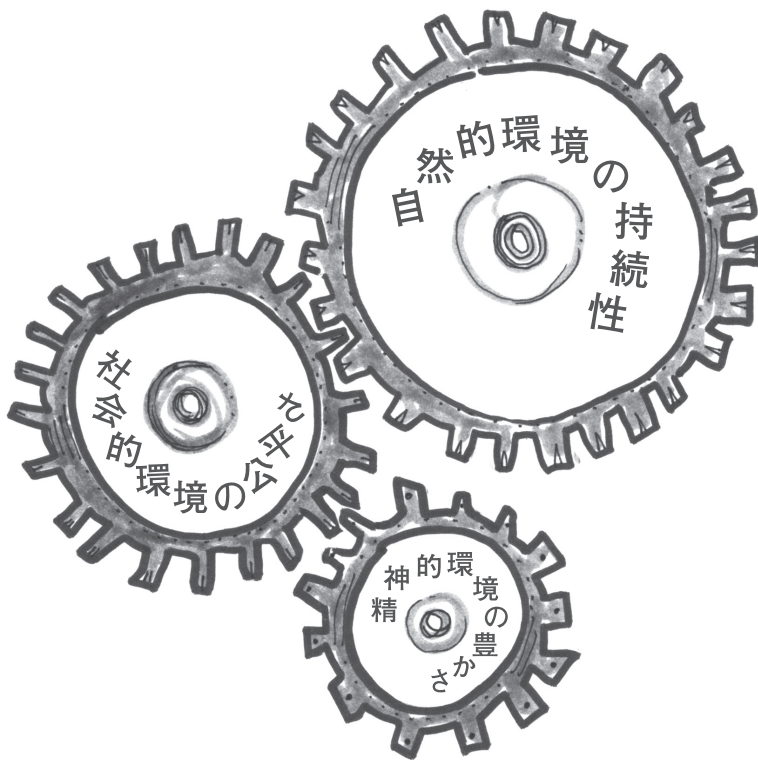
環境倫理の現在

「環境」の問題は、いまや、世界中を駆けめぐって展開している。地球温暖化の問題は、京都議定書の次の段階の規制に関する国際的合意をどうするのかという緊急の課題が洞爺湖サミットの大きな課題であることから、日本のメデイアも温暖化一色である。しかし、温暖化対策は確かに重要であるが、環境の問題はそれだけではないし、もっと根本的な大きな問題として捉えなければならぬ。

「環境」の問題で、一般的に一番問題になるのは、物質的なレベルでの持続性である。地球温暖化の問題は、炭酸ガスの排出の問題であり、私たちが野放図な形で石油や石炭などの化石燃料を利用した結果、最終廃棄物として出てくる大量の炭酸ガスによる温室効果の結果に由来している。資源としての再生不可能な石油や石炭も有限であるが、排出される炭酸ガス

を野放図に放出していいわけではない。環境問題の本質の一つは、私たちの世界が無限ではないことを認識することであり、「どこから来るのか」(資源問題)「どこへ行くのか」(炭酸ガス・廃棄物問題)ということをきちんと自覚することが問われているということなのである。そのような認識の中で、再生可能な資源の浪費を抑え、再生可能な循環型のエネルギーへの転換が望まれている。

そもそも、そのような問題が起こるのは、産業革命以後、石油などの化石燃料のような、太古の時代の生物によって炭酸ガスを固定して地球深くに残してくれた遺産を一方的に使うようになったからである。もともと地球の大気圏では、太陽のエネルギーを受けて、植物が炭酸ガスを固定し、固定された生産物は動物などにより消費され、そこからエネルギーを得る



などとして、炭素は循環している。しかし、私たちは、その循環を断ち切って、地球深く固定された炭素を野放図に利用し炭酸ガスとして放出している。このことの根本的な解決のために、私たちは、いま再び、自然界の循環のシステムの中で、自然とうまくかわりあいながら生きていくべき道を選択するべく問われているのである。

バイオマス、太陽光、風力などの再生可能なエネルギーの選択が迫られているが、それは、私たちが、太陽エネルギーに起源を持つ植物の生産と水の循環の自然のシステムの中でうまく生き続けることが求められているということなのである。それゆえ、炭酸ガスのみの問題を解決するために炭酸ガスを地球深く埋設すればいいわけではない。また、食料となるべき穀物をバイオ燃料として使えばいいという問題でもない。さらに言えば、単純に植林すればすむというわけではない。私たちが豊かな自然の恵みの中で生き続けるためにどうするかを考えるべきであろう。

その意味で、この問題は突き詰めると、生物多様性の保全の問題ともつながってくる。生物多様性の保全は、一部の自然好きの人たちのための自然保護と誤解されているようである。生物多様性の保全は、人間にとって、生きることとは何かを問う重要な問題だという理解が十分になされていない。昨年十一月に第三次生物多様性国家戦略が閣議決定され、洞爺湖サミットにおいても重要な課題となり、二〇一〇年には生物多様性条約の十年目の節目を迎え、その節目の締結国会議(COP10)が名古屋で開催されることが決定され

たのにもかかわらずメディアではとんど取り上げられない。

二〇〇二年から取り組まれた国連のミレニアム生態系評価のプロジェクトでは、人間にとっての生物多様性の恵みというものを「生態系サービス」として捉えることを提案している。生態系には、食物など人間の暮らしの基礎となるものを支えている「供給サービス」に加え、人間だけでなくすべての生命の存立する基盤を提供する「基盤サービス」、温度の調節、災害の防止など将来にわたる暮らしの安全性を保证する「調整サービス」、それぞれの地域の文化を育み、私たちの心を豊かにしてくれる「文化サービス」の四つのサービスがあると指摘されている。このことは、生物多様性の保全は、有用な生物学的な資源を利用し続けるだけでなく、人間の生きる基盤を提供し、広い意味での安全性を確保し、精神的文化を享受し豊かに生きることと深く関係があるということを意味している。

環境問題は、往々にして、廃棄物や温暖化、絶滅の危機にある稀少生物や生態系の保護などの物質レベルの問題、持続性が本質であるかのように語られるが、それに限定づけられるものではないのである。私たちが「生きる」という

ことを問い直し、私たちが豊かに生きるということと深く関係しているのである。

「環境倫理」とは、私たちが環境とどうかかわるのかということをおおすことであるが、その「環境」とは、自然的環境だけでなく、社会的環境や精神的環境も含まれ、また、それらが統合的な形で存在していることを理解する必要性がある。

自然的環境だけを考え、その持続性を考えたとき、私たちは自然資源の利用をさまざまな形で制限することがいとされる。しかし、往々にして、自然を排除し、自然から遠いところで生活できる先進国の都市部の人たちは影響を受けず、自然にもっとも近いところで生活している途上国の先住民族の人たちが生産手段を奪われ、自然を利用する文化を維持できなくなることがしばしば起こる。自然的環境の持続性だけを考えた場合、社会的には不公正な事態がしばしば起こるのである。自然的環境の持続性と、社会的環境の公正さを同時に満足させるようなことを考えなければならぬし、そのことは、精神的環境の面でも、自然との関係の中で、また、地球上の遠くで暮らしている人たちが未来世代を含めた他の人たちとの関係の

中で、精神的な豊かな関係を築くことでもある。

「環境倫理」においては、この三つの環境の側面を全体として捉え、私たちが「生きていく」ことを問い直し、真の意味で豊かに生きるためにはどうしたらいいのかを問題にしている。今回は、このことをより具体的な問題を通して考えてみたい。

鬼頭 秀一（きとう しゅいつち）



東京大学大学院新領域創成科学研究科（社会文化環境学専攻）教授。専門は、環境倫理学、科学技術社会学。一九五一年生れ。名古屋出身。東京大学大学院理学系研究科博士課程単位取得退学。青森公立大学教授、東京農工大学教授、恵泉女学園大学教授などを経て現職。白神山地や諫早湾など、現場を歩きながら、環境の理念にかかわる問題を「環境倫理学」として形にしていく学問的試行を重ね、社会的リンク論を提唱している。

最近では、生物多様性保全や自然再生の現場で、生態学者と積極的に対話を行いつつ、人文社会科学の寄与のあり方を模索している。「生物多様性モ二タリング」東京大学出版会（共編）、「環境の豊かさをもつめて」昭和堂（編）、「自然保護を問うおす」ちくま新書、など。

COP 10 について

本年、5月19日～30日にかけて、ドイツのボンで生物多様性条約（CBD）第9回締約国会合（COP9）が開催された。COP9では、①農業と生物多様性、②都市と生物多様性、③海洋保護区に関する議論が行われた。加えて、気候変動枠組み条約のIPCCに相当する“生物多様性に関する国際科学専門家機構（IMoSEB）”での議論も活発に行われた。COP9では、企業の参加が増え、各国地方自治体による市長会議が平行して開催されるなど、多様な主体が関わったことも特徴として挙げられる。

COP9の成果として、日本にとって特に重要なのは、2010年の締約国会議（COP10）のホスト国に自ら立候補し、名古屋での開催が正式に決定されたことである。2010年は、“国際生物多様性年”でもあり、また2010年までに生物多様性の減少スピードを減速させるという、いわゆる生物多様性の「2010年目標」の達成目標年でもある。更には、2010年以降の目標設定もCOP10の重要な課題の一つとなる。また、我が国の自治体や企業にとっても、持続可能な天然資源利用に関する“里山モデル”や、いわゆる“バイオミミクリー（自然や生物のシステムを

模倣する技術）”などの先進技術を世界にアピールする絶好の機会となることが予想される。こうした重要な節目となるのが、2010年の名古屋で開催されるCOP10なのである。

洞爺湖サミットでは、温暖化問題が主要議題の一つと言われている。しかし、現在、議論が活発化しているREDD（森林減少・劣化による排出削減）やバイオ燃料の問題、温暖化による生態系の攪乱など、緩和と適応の両面において温暖化問題と生物多様性の問題は密接に結びついている。また、生態系や生物多様性から生み出される“生態系サービス”は、主として貧困層に多くの恩恵をもたらすとされている（GDP for the poor）。しかし、逆に温暖化による生態系サービスの劣化が起こった場合、その影響はまず貧困層に及ぶ。つまり、生物多様性の問題は貧困の問題とも深く結びついている。

洞爺湖サミットが生物多様性と気候変動、そして貧困問題の“つながり”の重要性を再確認する場となり、2010年の生物多様性条約COP10に向けた我が国の決意とリーダーシップが、世界に向かって示される場となることに期待したい。

千葉科学大学 危機管理学部准教授 安藤 生大

「裁判員制度」のシステムを

やさしく紹介(後篇)

弁護士 見野 彰 信

前回は、裁判員制度の目的が「国民と裁判員が協議によって罪の有無と刑罰を決定する」ためのものであり、この制度が導入される理由が「裁判を国民に分かりやすいものにする」「司法に対する国民の信頼を向上させる」「市民の自由や権利が不当に奪われることを防止する」ことにあることを学びました。

後篇となる今回は、裁判員に選ばれたときの仕事の内容と、裁判員に求められる資質について解説していただきます。

3 裁判員に選ばれたら

裁判員の選ばれ方は次のとおりです。まず、選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。次に、事件ごとに先ほどの名簿の中からさらに抽選でその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、裁判所に行く日時等が知らされます。そして、裁判所で候補者から裁判員を選ぶための手続が行われます。具体的には、裁判長から、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な裁判をしないかどうかが、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。その手続の結果、裁判員が選ばれます。1年間

で裁判員になる確率は約4000人に1人と言われています。

裁判員に選ばれたら、次のような仕事をするようになります。

①公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷(公判)に立ち会い、判決まで関与することになります。公判は連続して開かれます(約7割の事件が3日以内で終わると見込まれています)。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員も質問を行うことができます。

②評議と評決

証拠を全て調べたら、次は事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべ

きかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)こととなります。評議を尽くしても意見の全員一致が得られなかったとき、評決は、多数決により行われます(ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要。有罪か無罪か、有罪の場合の刑に関する裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

③判決宣告

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。裁判員としての役割は、判決宣告により終了します。

4 裁判員に求められること

刑事裁判では、「無罪の推定」が重要な原則とされています。「無罪の推定」とは、犯罪を行ったと疑われて捜査や刑事裁判を受ける人について、刑事裁判で有罪が確定するまでは「罪を犯していない人」として扱わなければならないとする原則です。

そして、刑事裁判では、被告人が犯罪を行ったことにつき、検察官が「合理的な疑問を残さない程度の証明」をしない限り、有罪とすることができません。疑いを向けられた人が自らの無実を証明することは、非常に困難です。刑事裁判では、検察や警察がその組織と強制力を用いて証拠を集めることができるのに対して、疑いを向けられた被告人は有利な証拠を集めるための組織も強制力も有して

いないという、大きな力の差があります。にもかかわらず、被告人が自らの無実を証明できないからといって、有罪としてしまったら、多くの無実の市民が有罪とされてしまうおそれがあります。

そして、無実の市民に対する有罪判決は、さまざまな悲劇をもたらします。こうした悲劇を防止するために、被告人は無罪と推定され、検察官が「合理的な疑問を残さない証明」をしない限り、有罪とすることはできないものとされているのです。「合理的な疑問」とは、みなさんの良識に基づく疑問です。法廷で証拠を見聞きし

裁判員として不可欠な「良識」を脅かすもの、それは「感情」「情緒」ではないでしょうか。

二〇〇八年四月二十二日、山口県光市母子殺害事件(一九九九年)の差し戻し控訴審判決において死刑が言い渡され、妥当な判決と受け止められました。来たる裁判員制度は、たとえ世論がどうであれ、自らの「良識」に基づき、「無罪の推定」に従って評議・評決を行うことが求められます。

もちろん、「犯した罪に対しては法の定める相応の罰を科される」ということは、近代社会の通念として当然のことです。ただ、その近代社会に僧侶として生きる私たちの使命には、人

て、みなさんの良識に照らし、少しでも疑問が残るときは、有罪とすることはできません。人に刑罰を科す前に、国民が良識に照らして疑問の余地がないかどうか確認する。そのような仕組みが、無実の市民が罰せられるという悲劇を防止するのです。(完)

見野 彰信(けんの・あきのぶ)

一九七三年、札幌市生まれ。弁護士。早稲田大学法学部卒業。一九九七年、司法試験合格。二〇〇〇年四月に弁護士登録。民事・刑事・家事など法律問題一般を扱う。現在は札幌弁護士会に所属する。

問の本性へのまなざしを持ち続けるということもあるのではないのでしょうか。生まれたばかりの赤ちゃんは純粹無垢そのものですが、すべての凶悪犯罪者もみなこのような赤ちゃんとして、両親の祝福のもとに生まれました。親鸞聖人は、罪を犯すか否かは「心の善し悪し」ではなく「縁による」ものだと、**「わがごころのよくてこそさぬにはあらず」**(『歎異抄』第十三段)と言われました。私たはいま、国民としての「良識」と仏教徒としての「智慧」を、いかに「感情」「情緒」に優先させられるかが問われていると思います。

(編集部)

菜食健美

菜食生活を続けて

得られるこんな事



―元気に健康でいるためには、
皆それぞれ食生活での“工夫”がある―

これと決め付けずに、身体に良く、なおかつ身体にやさしい菜食料理をあえて取り組んでみたい。

実際に菜食生活を続けていると、①高血圧・心臓病などになる疾患の確率が下がり、②体臭や口臭が少なくなり、③血液がサラサラの状態を保てるようだ。

心当たりの方は是非試してもらいたいし、私自身も含めての願いでもある。

お隣、台湾の「台湾素食」は、もともとは仏教における宗教上の理由で、肉類を口にしない精進料理が由来。それが、後に健康志向の高まりとともに、いわゆる「ベジタリアン」や「ビーガン」と呼

ばれる菜食主義の人達に浸透していった経緯があるようだ。

夏を迎え食欲増進 この一品

材料(4人分)

- 切干大根 50g
- 納豆 2パック
- みょうが 3本
- 醤油 少々
- みりん 少々

作り方

- ①切干大根をぬるま湯でもどして水気を切る(戻し汁を取っておく)
- ②鍋に切干大根と戻し汁約1カップと醤油、みりん汁気が無くなるまで煮詰める



- ③煮詰めている間に、みょうがを千切りにする
- ④冷ましてから納豆とみょうがを混ぜて、盛り付ける

ベジタリアンの食事や精進料理というと、一般的には「我慢して野菜ばかり食べている人達」としてのイメージがあるかもしれないが決してそうではなく、世界中の「ベジタリアン・ビーガン」たちには、忍耐や我慢とは全く感じない、毎日が楽しい最高の喜びにあふれた、幸せな食事の時間があるのである。

文 白澤 雪俊(しろさわ せつしゅん)

昭和四十五年、青森県弘前市生まれ。十八歳で永平寺別院に安居修行しながら、駒澤短期大学(仏教科)に学ぶ。卒業後一年間東京都港区の青松寺に隨身(任職にお任せし学ぶ修行僧)として過ごした後、福井県曹洞宗大本山永平寺にて、七年間安居修行をする。この七年間の中、約三年間を典座寮に配役される。永平寺送行後、大本山永平寺東京別院長谷寺副典として再安居。現在、青森県弘前市普門院副住職として師匠を補佐する傍ら、精進料理に関する講演などの布教活動に務める。第十七期全国曹洞宗青年会青少年教化委員会副委員長。

著書「身体にやさしい料理をつくる」(ニュートプレス)
ホームページアドレス
<http://www6.ocn.ne.jp/~yamakan/>

* そうせいサロン

哆々和々

近頃、国内外では、自然環境に限らずさまざまなモノが落ち着き失ってきているような気がします。自然災害の規模も肥大化の一途を辿っています。それに呼応するかのよう私達の身の回りの世界から繊細さが失われつつあるように感じています。一部の人たちにとって都合の良いように、社会の規範を設ける動きが生まれてみたり、弱者を守れない、見ようもしない世の中であつたり、そんな情けなさを「勝ち組」というご都合な言葉で飾ってみたりしています。

本日の優しさ、強さとは何でしょう。

震災に遭われながらも明日のために、仲間のために働き続ける方たちの姿に、強い意志と力を感じてやみません。国を超えたさまざまな地域でも、やはり大勢の方たちが我が身のためだけでなく、誰かのために意志を持ち続けています。そこには決して自暴自棄な行いはありません。

今、この国には耐える力が足りないのかも知れません。不遇な状態を闇雲に耐え続けることではなく、自分たちが目指し、望む世界のために自らが耐え、そして行う、そんな力が必要じゃないかと感じています。だからこそ、地域や社会がそこから築かれていくのだと思います。福祉は、その誰かのためにさしのべる手であり、ボランティア活動もやはりそうであり、そこに笑顔が社会全体が誰かのことを思っている、そこに笑顔があります。一人の笑顔が誰かの笑顔を呼んでいきます。その笑顔こそが一番のご褒美です。鏡に映る自分の顔であれば文句なしです。

さまざまな状況下において、痛みと闘う大勢の方たちに支援と協力を惜しまずに歩んでいきたいと、強く誓う毎日です。

全国曹洞宗青年会 会長 芳村 元悟

編集後記

取材に行かせていただくたびに、今どきの僧侶の活動は、実にバラエティーに富んでいるなと感心させられます。もはや、「葬式仏教」のレベルは時代遅れではないでしょうか（葬儀法要が中心の活動ではありませんが）。

今回の『「禅」知識まんたら2』では、四六時中「念」と「正知」を保つことが修行の要点だと書いてあります。まさに行住坐臥の坐禅というのと相通ずる一面であると思いました。

何をするにせよ（何でもよいというわけではないでしょうが）、念と正知を保つことにより、「仏作仏行」も可能となるのでしょうか。自らがけたいと思います。

副委員長 青野 貴芳

本誌一三六号「そうせい美術館」に掲載された「千の祈り」（鈴木由香氏作）が、現在、広島平和記念資料館に展示されています。同所にお立ち寄りの際は、併せてご覧ください。

「賛助会員御芳名」の記載について

この度も、多くのご寺院様にご賛助賜りまして、誠に有り難うございました。十二頁右下に記載いたしました安永寺様におかれましては、振込用紙に県名、宗務所名、寺番号が記されておりましたので、「宗務所不明」として記載させていただきました。どうかご海容いただきますようお願い申し上げます。今後ともご賛助賜りますよう、伏してお願ひ申し上げます。

「そうせい」に対するご意見・ご感想、また、発送部数に関するご要望は左記の連絡先までお願いいたします。

〇あて先

〒二七三〇八六五

千葉県船橋市夏見六二二三三 長福寺内

そうせいサロン係

FAX (〇四七) 四三六六八〇八 河村まで

と き た び こころの時代にこころの旅を

国内団参・海外仏跡巡拝の事なら経験豊かなビーエス観光へお申し付け下さい。

ビーエス観光グループ

ネットで愉しむ
禅籍サーフィン

収蔵品紹介

『やまたづの』

前回に引き続き、大愚良寛和尚
(二七五八一―一八三一)による旋
頭歌をご紹介します。

「やまたづの」から始まるこの
歌は季節は冬ですが、前回の歌同
様、良寛の内面を映し出している
歌で、非常に美しい情景が歌いこ
まれておりましたので、ここに選
出した次第です。

大きさは全体が縦101・9 cm
×横44・9 cm、本紙部分は縦17・
1 cm×横32・3 cm。かなり細い字
で書かれているため、遠目では
少々見づらいかと思いますが、パ
ソコンの画面下部にあるズーム機
能を使って、是非細部までご覧く
ださい。

さて、本文に入りましょう。形式
は五・七・七、五七・七と片歌を反
復した六句形式が用いられています。

やまたづの
むかひのをか
にさをしか
たてりかみ
なつきしくれ
のあめにぬれつつた
てり

沙門良寛書

(やまたづの 向ひの岡に
小牡鹿立てり

神無月 時雨の雨に
濡れつつ立てり

沙門良寛書)

と読めます。

「やまたづ」とは「接骨木(に
わとこ)」のことで、次の「向ひ
(迎え)」にかかる言葉です。接骨
木の葉が向き合って繁茂するところ
から、この係りことばが生まれ
た様です。遠くの岡で小鹿が神無
月(十月)の時雨にうたれてた
ずんでいる様子は、寂しき、悲し
き、また接骨木の葉を静かに流れ
落ちる雨に連想される涙のイメー
ジ、このようなものをうまく表し
ているでしょう。また「向ひの岡」
は良寛のいる「こちら側」と鏡に
映し出されたかのようなシンメト
リック(左右対称)なイメージを
与え、あたかも良寛と雄鹿の存在
がひとつであるかのように読者に
印象づけられます。

後半部分が同一の歌はいくつか
見つけられます。「いはむろの 田
中の松を 今日みれば 時雨の雨
に ぬれつつ立てり」は、彼が岩

室で突然の雨に駆け込んだ茶屋で
詠んだものであるといわれています。
大きな松の木が冷たい時雨
に濡れる様子は、静謐さの中のダイ
ナミズムを併せ持つ水墨画的一フ
レームをなし、これもまた素晴らしい
歌であります。しかしながら、
「やまたづの」と並べてみると、
松の力強い存在感よりも鹿の繊細
にして孤独な様子の方が(良寛
自身の人生と相俟って)大きな効
果を生むものと思われれます。

「やまたづの」のかわりに「朝
づく日」をいたしたものも存在しま
す。また、よく似たものに「今日
もかも 向ひの岡に さを鹿の
しぐれの雨に 濡れつつ立たむ」
という詩がありますが、「やまた
づ」のほうがより詩情が豊かであ
るように思えます。このような類
歌が多くあるのは、おそらく良寛
が万葉集をよく知っていたためだ
あるといわれております。よい作
品というのはよいソース(原典)
をしばしばもっているものです。

梅雨の静かな日、この良寛和尚
の書を眺めつつ、万葉集などをめ
くって愉しむのもたまには好いか
も知れません。

『駒澤大学電子図書館』

URL [http://www.komazawa-u.ac.jp/
~toshokan/e/index.html](http://www.komazawa-u.ac.jp/~toshokan/e/index.html)



駒澤大学図書館蔵

前号に引き続き、「あまんず」飯島と埼玉医科大学の大西秀樹教授の対談をお送りします。遺族のケアを通して医療と僧侶とが連携する、その事例とは？

ケアの対象に寄り添うとは

飯島 尼寺には、あまり知られにくいご葬儀の依頼がくることがよくあって、そういう時にどんな一言がどう響くかって全然判断できずに、早速お経を挙げ始めてしまうということはよくあります。

大西 ああ、言葉の問題ですね。言葉は私もいつも気にしています。死亡確認をそのまま告げる時もあります。思いつかない時はしゃべらない方が良いでしょう。それを我慢出来ずに「がんばって。あなたがしっかりしなきゃダメよ。」って逆に遺族にとつてつらい言葉を吐いちゃうとダメですね。エリ・ヴィーゼル(※1)やヴィクトール・フランクル(※2)の足跡を読むと、別に言葉はかけられないけど、黙って抱きしめるなど「寄り添う何か」の記述がよく出てきます。言葉ではなくて行動が大切なこともあります。

飯島 基本的に守りたいという強い気持ちがあつて、そこから知恵がその場その場出るんですね。ハウトゥー (how to) があるわけじゃないですね。

あまんずのダイアログ④ 「遺族外来」のある病院 後編

埼玉医科大学国際医療センター精神腫瘍科教授

大西秀樹 × **飯島恵道**
 おおにしひでき いいしまけいどう

1960年、兵庫県生まれ。横浜市立大学医学部卒。神奈川県立がんセンター精神科などを経て、平成18年より埼玉医科大学精神腫瘍科教授となり、翌年より現職。専門は精神腫瘍学、老年精神学、緩和医療学、リエゾン精神医学、死生学。日本サイコオンコロジー学会常任世話人。

長野県松本生まれ。尼寺育ち。看護師としての経験を生かし、医療と宗教の領域を横断する「あまんず (amans=ama(尼) + ns(ナース、看護師))」として活動中。



大西 そういった先駆者たちの失敗集や成功集を読んでいくのも良いと思います。教科書には「傾聴して受容しろ」ぐらいしか書いてない(笑)。「スピリチュアルな部分を何とかしろ」とか言われても分からないですよ(笑)。

飯島 確かにそうですね(笑)。

曹洞宗の青年会も被災地のボランティア活動を活発にしています。

ど、そういう中で学んだことや体験談、成功とか失敗を伝えていくのが良いんでしょうね。

大西 家族や遺族のケアは、一番困っている時にすぐ動くっていうのが最大原則です。その前提として、病院も開放されてなくてはいけない。いつでもどうぞ”って。例えば遺族外来に予約の希望があつた時は、なるべくその週の

うちにやるようにしています。その方が効果的です。「早く診察が受けられてよかった。三ヶ月待ちって言われたら、申し込んだ当時の辛いことも忘れやすよね。」と遺族が言っていました。その意味では、予約の時点で半分診察は終わったようなものなんですよ。

飯島 葬儀の場で葬祭業者がすぐ流行ってきたのも、お坊さんが咄嗟の対応が出来なくなったからだと思います。

年回忌供養と記念日反応

飯島 お寺が遺族と関わっていくのに、まず亡くなってから四十九日の間、七日毎のご供養があります。その七日毎に四十九日の旅を守って下さるような仏さまが配られています。そして百ヶ日は卒業する”という意味で、亡くなられてから百日ほどたつたら、遺族も悲しむのを止めて社会に出て行きなさいよ、ということだと私は解釈しています。その後も年忌ごとにご供養していきます。

大西 そういう年回忌法要のすめ方は、良く出来ていますね。今の日本人はこれを忘れたからいけないんだと思うんです。記念日反応(命日反応)といって、亡くなられたその一週間後、例えば金曜日に亡くなったなら、毎週金曜日を遺族は思い出して、何か反応が

起るんですよ。私は一周忌や三回忌が近づいてくると、「ご遺族に「この日、この月はダメだから休んでください。予定を入れないで」って言うんですよ。ご遺族を心理学的に判定する時に、十二月目ってやらないんです。十三ヶ月目なんです。十二月目だと記念日反応で具合が悪くなるから。だから命日の月は仕事のペースも落として、休んだ方がいい。昔の日本人はそのことをよく知っていたんでしょう。これは精神医学的にすごく意味があると思います。

て言ってもらえると思います。私も「先生の言われる意味が分かりました」って言われることがほとんどですから。私のような医師や遺族外来は全国的にも少ないですが、絶対的な人口はお坊さんの方が多いわけだから、我々と同じような役割を地域でしていただければ、と思います。

飯島 確かに、お寺は地域のどこでもありますよね。

大西 初めにも言いましたが、ご遺族になって、どこに行ってもいいか分からないって言う人が多いです。ここでは「遺族外来」と

いう看板を出してはいますが、精神科だと少し行きづらい。そこをお坊さんや宗教関係者の人たちが医療と連携をつけていただいて、もし何か相談があった時に、我々がやっているんだと打ち出せるといいですね。お坊さんに話して、それでもまだ気分が滅入ったり病的なところがあれば、私どもが担当するという形になればと思います。

飯島 そうですね。私も看護師として緩和ケア病棟で働いていた時に、お坊さんに申し送りしたい場面が結構ありました。ご家族はこんなに疲れちゃっていますから、

年回忌法要や月参りは、精神医学的にすごく意味があると思います。(大西)
僧侶による遺族ケアの場になるかもしれないですね。(飯島)

お坊さん、後のフォローをお願いいたします、って言いたいなって感じたことは多々ありました。うちは毎月命日の日はお参りに行きませぬ。尼僧にはそれが日常的なお務めですね。お陰で休む暇もなく結構たいへんですけど(笑)。

大西 それはすごく良いと思う。さっきの記念日反応の点から言っても、命日にお坊さんが来てくれたら絶対うれしいと思う。

飯島 ただ、尼僧さんの数自体が減っていて、だからそういう細かいところで寄り添える活動がだんだんと減ってきてはいるんですね。

大西 どのくらいいらっしやるんですか？

飯島 曹洞宗は三百人強ですかね。しかも高齢化が進んでいるので。

大西 尼僧さんになられる方は少ないんですか？

飯島 まず髪を切らなきゃいけないから。それだけですごく決意があることなんです。あとは(慣習上)結婚もしてはいけません。宗派にもよりますが。いずれにしても男僧でも尼僧でも、毎月のご供養をしてくれる人が増えれば、訪問系の遺族ケアが出来るのかもしれないですね。

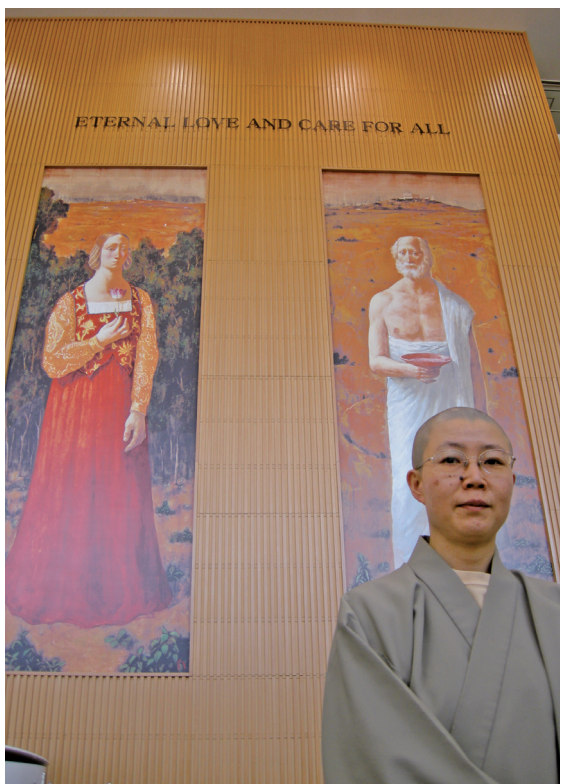
大西 予防の一環としてもすごく良いんじゃないですか。我々には出来ない。我々のところには患者になってからくるから(笑)。

飯島 日常の命日参りに対して見方が変わりました(笑)。

遺族ケアとお寺の今後

飯島 お坊さんが遺族との関わりの中で、どういう時にどう注意した方が良いでしょう、っていう具体的なアドバイスをいただきたいのですが。

大西 お坊さんも、年回忌法要の前にご遺族とお会いすることがあると思いますが、「この月は休む月です、しっかりお休み下さい」として予め言うのが良いんじゃないでしょうか。我々と同じことだと思います。そうしたら「お坊さんの言った通りだ、休んで良かった」っ



埼玉医科大学国際医療センター

〒350-1298 埼玉県日高市山根1397-1
電話 042-984-4111(番号案内)
<http://www.saitama-med.ac.jp/kokusai/index.html>

上はメインエントランス。左がナイチンゲール、右がヒポクラテス。偉大な先人との邂逅に、あまらずは何を思うか？

※1 エリ・ワイゼル (Elie Wiesel)

一九二八年生まれ。ルーマニア出身のユダヤ人作家。第二次世界大戦での自らのホロコースト体験を自伝にするなどの活動で、一九八六年にノーベル平和賞を受賞した。

※2 ヴィクトール・

エミール・フランケル

(Viktor Emil Frankl)

一九〇五年生まれ。オーストリアの精神科医、心理学者。フロイト(Sigmund Freud) 一八五六〜一九三九)やアドラー(Alfred Adler) 一八七〇〜一九三七)に師事し心理療法における「第三のウィーン学派」の中心として活躍した。ワイゼルと同じくユダヤ人で第二次世界大戦時には強制収容所に送られた。その体験を元に『夜と霧』を著した。一九九七年没。

高台寺の草創期

京都東山に高台寺がある。豊
臣秀吉の正室北政所（ねね、
一五四八―一六二四）が開き晩年
を過ごした寺で、伏見城から移築
された開山堂やおたまや霊屋、茶室などが
秀吉の栄華と絢爛たる桃山文化を
今に伝えている。春秋の夜間には
境内がライトアップされて幻想的
な光の演出が行われ、門前の道は
「ねねの道」と名づけられて多く
の拝観者で賑わっている。

高台寺は現在、臨済宗建仁寺派
であるが、草創期は曹洞宗であっ
た。現在も残っている梵鐘の銘は、
慶長十一年（一六〇六）十月に開
山の仏性真空きやうくわん禪師弓箴善きんぜん彊が記
しており、北政所の兄木下家定が
寄附したもので、「鷲峰山高台寺
聖禪寺」と称していたことがわか
る。

おそらくその頃までに伽藍は
成ったと思われるが、開山の弓箴
は尾張の僧録であった正眼寺（小
牧市三ツ淵）十一世久山賢悦の弟
子長巖周養の弟子であった。弓箴
は秀吉と同郷の朋友で、その親交
から石清水八幡宮の僧綱寺であっ
た神応寺（八幡市八幡西高坊）住
職に命ぜられ、文祿の役の時、
すなわち天正二十年（文祿元年、
一五九二）五月に朱印状をもって
寺領を賜った。また、朝鮮出兵に
際して名護屋の陣所まで随従した

と『男山考古録』にいう。したがっ
て、尾張から神応寺へ来たとみら
れる。

ところが『京都坊目誌』によれ
ば、高台寺は北政所が生母朝日あさひの
ため京極の北（現在、京都市上京
区高德寺町）に創建した康徳寺が
前身で、開山に弓箴を迎えたとい
える。しかし、創建年次は明確でな
く、天正末年頃とか慶長三、四年
ともいわれている。

康徳寺が確実に存在していたこ
とは、弓箴が慶長八年十一月、北
政所へ与えた嗣書に、自らがその
法を文祿元年（一五九二）十一月
二日に長巖より受け嗣いだことを
明記しており、その場所が「城州
康徳禪寺」とある。これによって
朝日が没する慶長三年（一五九八）
八月より以前に康徳寺の創建され
ていたことがわかり、高台寺に所
蔵する朝日、養母の七曲ななまがり、秀吉、
小早川秀秋の肖像の賛を弓箴が記
しているところから、北政所は弓

曹洞宗の袈裟に学ぶ

第6回

高台寺の木像の掛絡(一)

愛知学院大学教授 川口高風



図1 おあこ木像

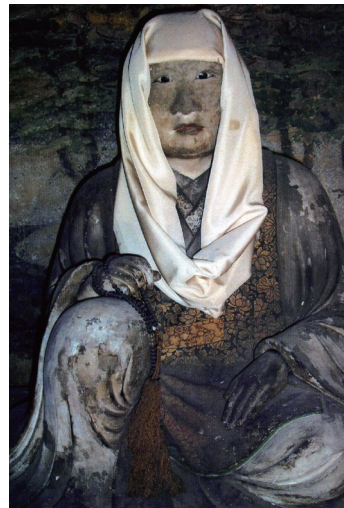


図2 北政所木像



図3 木下家定木像

高台寺の草創期の変遷と祀られている木像から戦国・江戸初期の掛絡を明らかにする。

箴に深く帰依していたものと思わ
れる。そのため尾張からわざわざ
呼び寄せて開いた寺院であったと
も考えられる。

弓箴が康徳寺に住持していた時
期を知る資料として、迦葉院（埼
玉県北葛飾郡鶯宮町）に弓箴が賛
を記した瑩山えいざん禪師と峨山がざん禪師の頂
相がある。前者には「于時天正
十九辛卯年南呂吉日 康徳見末孫
小比丘せうしきう彊弓箴きんぜん焼香やうかう欽きん贊ぜん」、後者には
「于時天正十九辛卯年南呂良辰
見康徳末孫小比丘彊弓箴きんぜん焼香やうかう礼らい拜はい
欽きん贊ぜん」とあり、ともに天正十九年
（一五九二）八月の賛である。

注目されるのは「康徳見」「見
康徳」とあり、康徳寺の現住持で
あったことを示している。弓箴は
天正十九年八月には康徳寺の住持
であったが、北政所の嗣書によれ
ば、翌文祿元年に長巖の法を嗣い
でいる。そのため康徳寺に住持し
た後に嗣法したことになり、僧階
の順序としては反対である。未嗣
法の弓箴が住持とならなければな
らない何かの理由があったのであ
ろうか。それについては今後の研
究課題としたい。

北政所は慶長八年十一月、弓箴
から菩薩戒を受けるとともに後陽
成天皇より高台院の院号を与えら
れた。その頃、康徳寺の移転話が
持ち上り、現在地に移転されて高
台寺となったが、弓箴は同十四年

に塔頭の桂林院（岡林院）を建てて退隠している。その後の消息は定かでないが、神応寺の「住山記」では神応寺に住職し同十九年（一六一四）正月三日に示寂したとある。

高台寺は弓箴の後、六、七代にわたり住持が短期間で交替したため、元和八年（一六二二）八月には北政所の希望で、建仁寺で修行中の甥の周南紹叔を住持にしようとした。そのため紹叔の師であった三江紹益が開山に迎えられ、紹叔も西堂として入り臨濟宗となった。紹益は寛永元年（一六二四）九月三日に入寺したが、その三日後の九月六日に北政所は七十七歳の生涯を閉じた。法名も弓箴の授けた「快陽杲心大姉」から紹益の授けた「湖月心公尼」と改められた。そのため高台寺に安置されていた弓箴の木像は神応寺へ移されたといひ伝えられている。

北政所らの木像の掛絡

高台寺の霊屋には秀吉と北政所の木像が祀られている。秀吉は冠を被り、袍と袴をまとって右手に笏を持つ正装である。北政所は衣の上に掛絡を掛け、右手に数珠を持ち右膝を立てて坐っており（胡跪）、頭には白絹の護襟が被せられている。（図2・4）寺宝展の図録の解説には袈裟をつけているとあるが、実際は掛絡をつけた姿で

ある。

禅僧の頂相や武将の肖像画に掛絡をかけた姿をみるが、正面向の画像がほとんどである。画像は立体的でないため、背面や横側の姿をみることはできず、実際に掛絡がどのような形になっているかは確認することができない。そのため北政所の木像から掛絡の形態を明らかにすることができないものかと思ひ高台寺へ調査を依頼したところ、快く承諾していただいた。

掛絡をかけた木像は、北政所以外にも兄の木下家定（一五四三—一六〇八）とその妻おあこ（常照院）の坐像が開山堂の向かって右側に祀られている。おあこは北政所と同じように右膝を立てて坐っており、護襟で頭を被り中啓を持つている。（図1・7）家定も同じように中啓を持つており法体像である。（図3）

三人の掛絡を見ると、すべて金襴の唐草模様があり、向かって右側の内側の棹には白い環がついている。田相は三条に見えるが、左右の横にはタツクが施されているため五条衣である。一休宗純（一三九四—一四八二）の着用した大掛絡のようではないが、マネキ（棹を動かさないように縫い合わせるもの）の幅は大きく、二本の棹も長い。したがって、大掛絡が縮小されていく途中の掛絡とも考



図4 北政所木像の掛絡

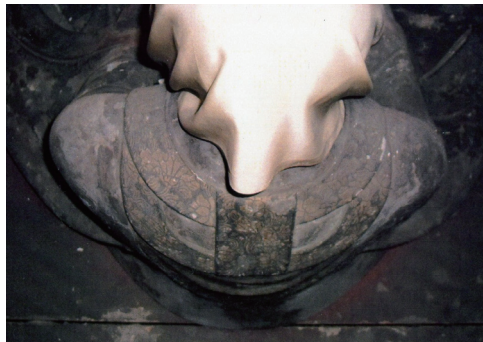


図5 北政所木像の背面



図6 北政所木像の横側



図7 おあこ木像の掛絡



図8 木下家定木像の背面

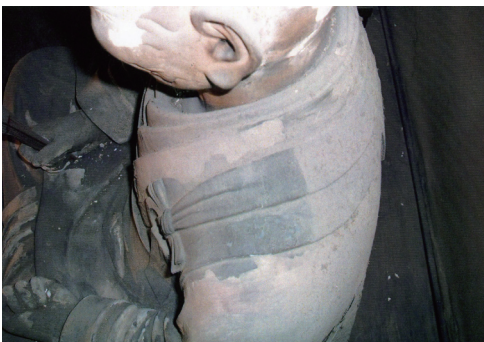


図9 木下家定木像の横側

えられるのである。しかし、北政所と家定夫妻の棹は位置が異なっている。北政所はマネキの上部にある棹が外側になり、マネキの下部にある棹が内側になって環がついている。（図5・6）それに対し、家定夫妻はマネキの上部にある棹が内側になって環がついており、下部にある棹が外側になっており、ため一休の大掛絡の棹と同じである。なお、マネキの上部に内側と外側の棹が並列になっており、下部があいている。（図8・9）

三体の木像はいつ頃の製作であろうか。霊屋は高台寺の伽藍が成る慶長十一年（一六〇六）に創建されたようで、伏見城内の北政所の館を移築したものと伝えられる。そのため創建時の製作とすれば、北政所の木像は寿像となり曹洞宗の掛絡を掛けていたと思われる。家定は慶長十三年に没しており、やはり高台寺の曹洞宗時代である。しかし、おあこの没年は寛永五年（一六二八）であるため、臨濟宗に転宗後となる。家定、おあこの掛絡は同じスタイルであるところから、同時期に製作された寿像ではなからうか。おそらく高台寺の曹洞宗時代に作られたものと思われ、三人の掛絡は当時の曹洞宗の掛絡と見てもおかしくはないであろう。

ほとけさまの知恵袋

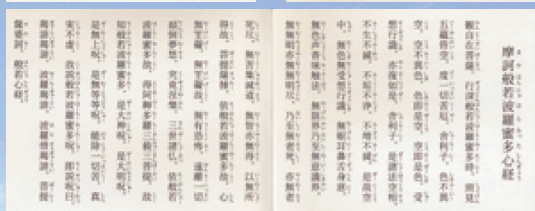
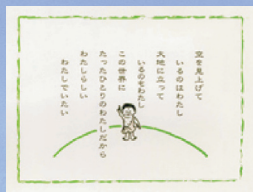
【子ども用腕輪念珠】



【参加バッジ】



表 【名札付お経カード】 裏



中 面



使い方 いろいろ

- 子ども縁陰禅、日曜学校、子ども参禅会などの活動の折に
- 子ども授戒会の血脈袋として（儀式中に掛け血脈を懐に抱く）
- お守り・写経・写仏入れとして
- お寺の法事など諸行事に（本堂備えつけ）
- 弟子との勤行に
- 首掛け名札プレートとして
- 幼稚園・保育園児に（諸行事）

全曹青では、青少年への教化活動をより内容のあるものにしていただくために、かねてより再販の問合せの多かった「ほとけさまの知恵袋」を製作しました。
つきましては左記の内容にて実費頒布いたしますので、ご希望の方は左記の要領にてお申し込みください。

●価格

1本1,000円
（子供用腕輪念珠・名札付お経カード・参加バッジ・箱入り）

●お申し込み方法

郵送・FAX・E-MAILいずれの方法にてお申し込みください。

●お申し込み先

〒994-0022
山形県天童市貫津15-1
昌林寺内
山澤 顕雄（総務委員）
〔FAX〕023-65315839
受付時間は《9時〜16時》
〔E-MAIL〕
chie@sousei.gr.jp
または全曹青HP申し込みフォームより

●お申し込み期限

在庫が無くなり次第頒布を終了いたします。

●お届け方法

着払いにてお届けします。

※ご注文いただいたから発送までにお時間がかかりますので、お早めにご注文ください。

ほとけさまの知恵袋申込書

| | | | | | |
|------|--------|------|--|-----|---|
| 宗務所名 | | 寺籍番号 | | 寺院名 | |
| 名前 | | 電話番号 | | 申込数 | 本 |
| ご住所 | (〒 -) | | | | |
| 備考欄 | | | | | |

利用日・必着日 等